第１７回西和賀町議会定例会

令和７年１２月１０日（水）

午前１０時００分　開　　議

副議長　　高橋雅一議長から欠席の旨届出があり、これを受理しています。

地方自治法第106条第１項の規定により、議長に代わって私、副議長の刈田敏が議長の職を行います。

出席議員数は11名であります。会議は成立しております。

さらに、地方自治法第106条第２項の規定により、仮議長の選任をしておきたいと思います。

ただいまから第17回西和賀町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりです。

傍聴される皆さんに申し上げます。傍聴席では、傍聴の際の留意事項をお守りください。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

初めに、日程第１、仮議長の選任について議題とします。

お諮りします。議長欠席中の副議長の補佐のため、地方自治法第106条第３項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長委任により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

副議長　異議なしと認めます。

それでは、仮議長には柳沢安雄君を指名いたします。それにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

副議長　異議なしと認めます。

この会期中における仮議長は、柳沢安雄君に決定しました。

続いて、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、３番、普本歌織君、４番、中村ひとみ君、以上２名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

続いて、日程第３、会期の決定についてお諮りします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から12月12日までの３日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

副議長　　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から令和７年12月12日までの３日間に決定しました。

続いて、日程第４、諸報告を行います。９月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、配付のとおりです。

また、町監査委員より地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき検査された例月出納検査結果については、配付のとおりです。

次に、前定例会から本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおりであります。その取扱いについて、議会運営委員会に諮り審議した結果、請願・陳情第19号　令和８年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い及び請願・陳情第20号　学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い及び請願・陳情第21号　臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の

渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情及び請願・陳情第22号熊（クマ）との共生に向けた長期的対策の強化を求める陳情は、議員への参考配付としましたので、併せて申し添えます。

本日の定例会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長　初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、柳沢里美。総務課長、吉田博樹。企画財政課長、高橋光世。観光商工課長、真壁一男。建設水道課長、佐藤太郎。農林課長、農業委員会事務局長、吉田祐康。町民課長、小林英介。健康福祉課長、新田由香里。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあっては、町長より嘱託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。学務課長、照井哲。子育て支援室長、内記良伸。生涯学習課長、菊池輝昌。

加えて、議事運営補助員として私、事務局長、小松重貴、主査、刈田真理子、主任、佐々木大和が従事いたします。

以上です。

副議長　ここで町長より所信表明のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

内記町長。

町長　　おはようございます。12月定例会、よろしくお願いいたします。

11月９日に行われました西和賀町長選挙におきまして、有権者の皆様のご判断をいただき、11月20日より西和賀町長２期目の任期をいただきました内記和彦です。どうかよろしくお願いいたします。

２期目の町政を進めるに当たりましての私の基本的考え方並びに取組方針、取組事項等、所信につきまして述べさせていただきます。

私は、選挙公約として掲げましたことを実現していくため、１期目に引き続き誠心誠意、全力で努力してまいります。加えまして、１期目での取組の成果と課題を踏まえ、得られた成果のより一層の進展、そして課題についてはその解決に向けた取組を進めてまいります。

取組の土台となる私の政治姿勢は、１期目の町長就任時にも述べております対話の姿勢であります。対話とは、単なる言葉のやり取りではなく、お互いをよく理解し合うとともに、そこからよりよい考え、英知を生み出す行為であります。対話なくして政治・行政でよりよい成果を得られないとの考え方であります。一つ一つ積み重ねていく政治・行政が私の政治姿勢であり、基本姿勢であります。

しかしながら、対話は１対１が基本であることから、多くの方々との対話を重ねていくことは大変時間を要することであります。１期目の４年間では、まだまだ対話の姿勢、活動を深めるには至っていないとの思いがあります。与えられました今後の４年間におきまして、より前進させてまいる所存であります。

一方、４年間という限られた時間におきまして、具体的な施策の成果をなすためには、体系的な行動により迅速な行政運営を図っていかなければなりません。このため、まずは本年度中の完成を目指しております第３次西和賀町総合計画の策定を確実になさなければなりません。

総合計画中の基本構想の核は、町民の健康と暮らしの質を高め、基幹産業の強化を図ることにあり、自治体の使命である住民福祉の増進であります。道路、上下水道、除雪、医

療、介護、福祉、教育の持続性の確保と充実、そして基幹産業である農林業と観光の振興であり、確かな基本インフラ、生活基盤が整ってこそ文化の向上が図られていくとのビジョンであります。

総合計画における重点事業、プロジェクトとして、道の駅の認定を目指す複合拠点施設の整備、岩手県立西和賀高等学校の学級増を踏まえてのさらなる伸展、ユキノチカラやミルクぼーやをイメージキャラクターとするＹＵＤＡミルク、ＧＩ認証を得た西わらびなどの既存の有力ブランドを活用させていただき、西和賀町の存在感を高めることの３つを掲げております。

基本インフラ、生活基盤の持続性の確保は、行政において不可欠な取組であります。そのためにも、私は人口が減っていっても町民一人一人の生産額、稼ぐ力は落とさない、むしろ高めていくことが暮らしの質を落とさず向上させていくことにつながるとの考え方、これからの社会変化を見通した場合のあるべき姿であると考えております。

私が選挙時に重点事項として訴えさせていただいたことでありますが、そのための方策が総合計画の重点プロジェクトとなる複合拠点施設、道の駅の整備による往来人口の増、西和賀高校の進展を踏まえた小中高における児童生徒の町内外からの受入れ、町のブランド化による観光客等入り込み者数増をよりどころとした人的交流の増大であり、それを生産者や事業者、起業を目指す方々には経済活動の活性化の契機、チャンスとして捉えていただき、富の増大につなげていただきたいとの見通しであり、考え方です。

なお、この取組は西和賀町が合併時に掲げ、目標としてきました６次産業化による町の活性化に資する取組でもあると考えております。

住民に直結している地方自治体におきましては、身近な生活やなりわい、産業を支える広範囲な役割、使命があり、安定的、持続的にその役割を果たしていかなければなりませんが、選挙により４年間という一定の任期を与えられた首長、町長としての役割は、４年間に公約としてお約束したことを実行し、その実現を図らなければなりません。

このたびの町長選挙におきましても、前回同様私は半数近くの有権者からご信任をいただけなかった状況での再選となりました。１期目におきましては、信任をいただけなかった半数近くの方々から共感を得られるよう努める旨表明し、この４年間務めてまいりましたが、残念ながら、前回よりはごく僅かではありますが、信任率が増えたとはいえ、力不足を感じているところであります。

西和賀高校の入学定員の増を求める運動につきましては、町民一丸となった取組の成果であり、合併後における大変貴重な町民間の共同作業、共通体験であり、一体感の醸成に大きく寄与してくれたものと考えておりましたが、まだまだ取組が足りないと思わざるを得ない選挙結果であったと感じております。

こうした経過や結果を踏まえ、今後の４年間は、まずは公約の実現に向け、邁進してまいりたいと考えております。成果、実績を積み重ね、信頼を得ていくことが肝要であると考えております。

第３次西和賀町総合計画の樹立とその計画に沿った行政運営により、西和賀町民の福祉の増進と西和賀町の伸展に全力で取り組んでまいりますので、議会の皆様、町民の皆様のご理解、ご支援、そして何よりもご参画をお願い申し上げまして、所信表明といたします。

副議長　これで町長の所信表明を終わります。

次に、町長より行政報告のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

町長。

町長　　私から、５項目について行政報告を申

し上げます。

最初に、西和賀さわうち病院の医科医師体制について報告します。既にご存じの方も多いと思われますが、去る９月30日で石亀慎也先生が退職され、10月１日より新たに常勤医師１名が着任しておりますので、ご報告いたします。

石亀先生におかれましては、令和５年４月より２年６か月の間、内科医長として勤務いただき、総合診療専門医として町民に寄り添った診療を行っていただきました。また、各種健康講座において積極的に講師を引き受けるなど、予防活動にも尽力いただきました。10月からは、県立中部病院で勤務をしておりますが、これまでのご労苦に感謝するとともに、今後一層のご活躍に期待するものであります。

10月より着任しております医師は、田付亮太医師で、９月まで県立中部病院に勤務されていた先生であります。田付先生も小原院長や石亀先生と同じ自治医科大学出身で、今回岩手県からの派遣医師として着任することとなったものであります。

田付先生は、令和４年度に臨床研修医として西和賀さわうち病院で１か月間地域医療研修を行ったこともあり、既に患者さんやスタッフともすっかり打ち解けて、精力的に診療活動を行っております。また、現在総合診療専門医の取得に向け、通常の診療活動と並行して研修にも励まれております。

次に、西和賀町内におけるツキノワグマへの対応について報告します。今年は、熊の餌となるブナの大凶作に伴い、町内においてツキノワグマの目撃情報及び農作物被害が多く発生いたしました。10月末現在で町に報告のあった目撃情報を昨年度と比較すると、昨年度が35件であったのに対し、今年度は194件と5.5倍となっています。

町では、西和賀町猟友会と連携し、追い払い、注意喚起、捕獲活動の取組を実施したところでありますが、出没数と農作物被害が今までに例を見ない規模となっており、対応が追いつかない状況にありました。また、ツキノワグマの行動について、本来は夜に活動するものとして認識されていたものが、昼夜を問わず出没し、追い払いが通用しない例も見られました。この状況は、全国的なものとなっており、今後の対策が求められています。

今年の９月１日からは、人の生活圏において危険鳥獣による生命または身体に対する危害を防止する必要があると判断された際には、市町村長の判断により猟銃での捕獲が可能となる緊急銃猟制度が始まっており、本町でも対応マニュアルに基づき、西和賀町猟友会及び警察と協議を行い、実施に係るすり合わせ、準備を進めているところであります。今後今年のような状況が続いた場合、市町村単独での対応には限界があることから、町としては町村会等を通じ、県や国に対し、被害対策に係る予算措置及びより踏み込んだ対策を要望しております。

次に、スクールバス事故について報告いたします。11月19日の登校時、沢内小中学校の児童生徒28人を乗せた南便のスクールバスが左折し、県道から沢内中学校の敷地に進入する際、降雪の影響によりタイヤがスリップし、校門への衝突事故を起こし、児童生徒に擦り傷や打撲等を負わせたものであります。児童生徒は、痛みなどの有無にかかわらず、全員当日中に医療機関を受診し、多くが軽い打撲との診断を受けております。

このことについては、11月26日に保護者を対象とした説明会を開催し、事故の概要、医療費を含めた今後の対応について説明を行っております。今回の事故に関し、児童生徒、保護者の皆様には心からおわびを申し上げます。

事故の原因は、雪道での運転操作に慎重さ

が足りなかったことと認識しており、スクールバスの運行に当たっては、運行関係者全体で安全運行の再確認を徹底するなどの注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

次に、一般国道107号大石地区災害復旧事業について報告します。一般国道107号は、令和３年５月１日に発生した地震の影響等により全面通行止めの措置が取られておりましたが、道路管理者である岩手県のご尽力と国関係者のご協力、ご高配により、応急盛土、仮橋架設などにより、令和４年11月30日に１年７か月ぶりに通行止めが解除されました。

本復旧事業は、令和４年４月に工事着手し、現道の北側にトンネル、橋梁を含む1.8キロメートルのバイパス化を進めておりましたが、大石トンネルが完成し、また新大石橋の架設など、周辺道路の整備が完了したことにより、本年11月30日に本復旧ルートの供用が開始されました。新規ルートは、地滑り災害箇所を回避するとともに、山側に分布する大規模地滑り地形を回避することで当該区間の防災機能が強化され、急カーブや急勾配区間が解消されたことにより、現道と比較し走行時間の短縮が図られるとともに、トンネル区間が設置されることで冬期間の走行性、安全性が大幅に向上いたしました。改めてこの場で本事業の推進にご尽力いただきました関係機関の皆様、工事関係者の皆様にお礼と感謝を申し上げます。

最後に、寄附について３件報告いたします。最初に、盛岡市の株式会社カガヤ様より寄附の申出があり、ありがたくこの寄附をいただいておりますことを報告します。寄附者様からは、地域福祉の増進のために役立ててほしいとのご意向が示されておりますので、ご意向に添った形で活用させていただきたいと思っております。

なお、同社グループ企業である株式会社カガヤ不動産様からは、令和５年度に企業版ふるさと納税として多額のご寄附をいただいている経過もあり、重ね重ねのご厚意に深く感謝申し上げるものであります。

次に、以前にも報告しておりました株式会社薬王堂の出店につきまして、町民の皆様もご承知のとおり、去る10月31日に薬王堂岩手西和賀店として開店の運びとなり、地域の皆様から喜んでいただいているところであります。このたびその薬王堂様より、町に対して企業版ふるさと納税による寄附のお申出があり、先般これを受納いたしました。

企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置づけられる地方自治体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行うもので、今回は町の「地域の学びを力にいきいきと働く」プロジェクトに対してのご寄附でありました。大変ありがたく、有効に活用させていただきたいと思っております。

次に、明治安田生命保険相互会社様より、私の地元応援募金の寄附の申出があり、ありがたくこの寄附をいただいておりますことを報告いたします。私の地元応援募金は、明治安田生命の従業員の方々からのゆかりのある地元への募金ということで、昨年度に引き続き５回目であります。今後の町の施策に有効に活用してまいりたいと考えております。

以上、行政報告であります。どうかよろしくお願いいたします。

副議長　以上で諸報告を終わります。

続いて、日程第５、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間５分前には１鈴、制限時間には２鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いします。

登壇順は、開会に先立ち抽せんを行い決定しており、その順序に従い質問を許します。

初めに、登壇順１番、普本歌織君の質問を許します。

普本歌織君。

３番　　議席番号３番、普本歌織です。よろしくお願いいたします。

冒頭、先日起きました北海道・三陸沖地震の被害に遭われた皆さんに心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。まず初めに、沢内地区小中学校の建設についてお願いいたします。新たに整備する予定の沢内地区小中学校の設置場所について、沢内地区小中一貫校設置検討委員会において検討がされ、答申が出されました。設置場所は太田地区とする、そして施設一体型の校舎を新たに建設するという内容であったと認識しています。整備場所が太田地区となった理由を伺います。

副議長　町長。

町長　　ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

副議長　学務課長。

学務課長　おはようございます。私から、整備場所についてお答えいたします。

沢内地区小中一貫校設置検討委員会において、設置場所等については現在の沢内中学校周辺（太田地区）とする、施設一体型の校舎を新たに建設するとの報告を受け、その後保護者・地域説明会を開催し、意見交換を行いました。

整備場所の理由については、次のとおりとなっております。沢内庁舎、産直施設、高齢者施設、社会福祉協議会等の施設が多く、児童生徒との交流や利便性が高い。沢内駐在所が近く、防犯面で安全である。スクールバス格納庫が近接しており、送迎面での利便性が高い。沢内中学校の第２体育館、トレーニングセンター、町民プールを活用できる。湯田学区、給食センターに近く、学校間の交流、給食配送に都合がよい。

理由については以上となります。

副議長　普本歌織君。

３番　　設置検討委員会では、太田地区のほかにも候補地があったのでしょうか。

副議長　学務課長。

学務課長　設置検討委員会において、ほかの候補地もありました。その中で検討がされて、検討委員会では太田地区が望ましいという答申になったものであります。

副議長　普本歌織君。

３番　　太田地区がよりふさわしいとしたのは、先ほど伺った理由ということでよろしいですか。

副議長　学務課長。

学務課長　先ほど申し上げました地区のほかの周辺施設等との関係での利便性が高い部分が大きかったと思いますし、あと安全面、あとはほかの施設の利用、プールとかトレーニングセンター、そういった施設面での一帯としての利用の部分で利便性が高いというのが大きかったと認識しております。

副議長　普本歌織君。

３番　　それでは、（２）の質問に行きます。

保護者や住民に対して説明会が開催されました。町民から出た意見は、どのようなものだったでしょうか。

副議長　学務課長。

学務課長　説明会での意見についてお答えいたします。

説明会は、沢内中学校、西和賀消防署、川舟公民館の３会場で開催しました。主な意見としては、次のとおりでした。学校整備については、子供の意見も聞いていただきたい。児童生徒は急激に激減する、全町に１校でよいのではないか。沢内中学校の位置ではグラウンドが見えず、安全面で課題があるのではないか。プールまでも距離がある。地域利用

も考慮し、図書室の充実をお願いしたい。地域拠点としたい説明があったが、具体的な構想は。義務教育学校とした場合のメリット、デメリットは。学校の先生方からも意見を聞く場を設けてほしい。通学に関しては、できるだけ子供、保護者の負担が少なくなるよう配慮いただきたい。隣接する保育所は、学校と整備時期は同じなのかなどが挙げられております。

また、説明会においては、今後の西和賀町の教育のあり方についても説明させていただき、意見交換ができたものと感じております。

副議長　普本歌織君。

３番　　様々な意見が出たようですが、これらの意見を取り入れながら、今後進めていくということでよろしいですか。

副議長　学務課長。

学務課長　このように説明会でご意見をいただきましたので、今後の部分に意見を取り入れというか、考えながら取り組んでいければと思っているところです。

副議長　普本歌織君。

３番　　ぜひそのように進めていただきたいと思います。

今出てきた意見の中に、プール利用について、今の中学校の場所から町民プールまで結構距離があるしということで、懸念の意見だったと思うのですが、そういった意見がありつつも、課題を解消する方向で検討しながら候補地は太田で進めていくということでよろしいですか。

副議長　学務課長。

学務課長　そういった安全面は、特に考えていかなければならないことと思いますので、そういった対応について検討して、安全面を考えながら対応できればと思っているところです。

以上です。

副議長　普本歌織君。

３番　　私も説明会に参加させていただきましたが、開催されたときの参加人数、簡単に多いとか少ないとか言うべきではないと思うのですが、印象としてもっと多くの方に来ていただきたいような想定ではなかったのかなというふうに感じました。この時点の意見聴取として十分であったのか、それともももっと様々な方から意見を聞きたかったということなのか、そこら辺の評価はどのようにされているでしょうか。

副議長　学務課長。

学務課長　説明会でしたけれども、沢内中学校は17人、西和賀消防署は21人、川舟公民館も21人という出席者でありました。もっと多く来ていただきたいという思いはありましたけれども、出席していただいた方々への説明と意見交換は深くできたのかなと思っておりますし、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、今後の西和賀町の教育のあり方、そこの部分を教育長からも説明していただいたところでした。その部分での認識を深めていただいたというか、そういった部分も大きかったと思っております。

こういった説明会の参加者については、引き続き工夫を持ちながらというか、もっと出席していただけるよう取り組んでいかなければと思っているところです。

以上です。

副議長　普本歌織君。

３番　　それでは、今後の建設に向けてのスケジュールを伺いたいと思います。

副議長　学務課長。

学務課長　今後のスケジュールについてお答えいたします。

これから小中一貫校、保育所、学童保育等を含めたエリア構想や学校の施設機能等について検討を予定しております。

学校建設に当たっては、学校としての機能だけではなく、地域の皆さんが足を運びやす

く、学校との関係を深められる地域拠点施設の視点を大事にしたいと考えておりますし、また教育の魅力による教育留学を視野に検討を深めていきたいと考えております。現時点の思いとしては、西和賀教育のよさを生かした地域活性化の取組をどう進めていくか、他自治体の事例等を含め学び、検討が必要であると認識しているところです。

スケジュール的には、最短で令和10年度開校を目指す考えを示しておりましたが、どのような学校をつくり上げていくかの検討や、皆さんから意見を聞く時間がより必要であると考えており、令和10年度の開校は現時点では厳しいと捉えております。今後のスケジュールについては、このような状況を踏まえ、改めて検討委員会で話し合いながら、皆さんにもお示ししていきたいと考えているところです。

副議長　普本歌織君。

３番　　今課長からもご説明あったように、今後のスケジュールの中でも、町民の意見を聞き取ったり一緒に話し合ったりということがとても重要になってくると思います。

そこで、（４）に行くのですが、議会で視察に行った秋田県五城目町立五城目小学校では、設計の際に設計業者を交えて住民との懇談を行い、住民の意見を取り入れる努力をしていました。町でもそのような場を設け、町民の意見を十分に反映させた校舎にするべきと考えますが、いかがでしょうかということで、９月議会の一般質問でも同様の質問をさせていただいています。設置検討委員会の皆さんからの意見聴取、その後できるだけ多くの町民の皆さんの意見を聞くような形式、ワークショップなどを検討していきたいというご答弁だったと思います。その後の検討の経過なども含めて、現時点でのお考えをお願いいたします。

副議長　学務課長。

学務課長　町民意見を反映させた校舎建設についてお答えいたします。

校舎も含めてですが、沢内地区の小中一貫校のあり方について、私たちもより学びながら、町民の皆さんと意見交換をしながら進めていきたいと考えております。

五城目町視察の紹介がありました。先ほどの答弁と重なりますが、私たちも他自治体の事例等をより学び、地域の活力につながる教育環境についてより考えを深める時間が必要と考えております。どのような学校をつくり上げていくか、町民、保護者、学校関係者等とも引き続き意見交換をしながら進めてまいりたいと存じます。

副議長　普本歌織君。

３番　　今のご答弁にもあったように、町民の意見を取り入れるに当たっては、町民の皆さんが一貫校ですとか、候補地太田のことですとか、知っていなければ意見を出すことができないと思います。

また、話し合う場に行って、そのことを初めて知ったという状態では、意見を出すことができないのではないかとも思っています。行かなかった方は、知ることもできないという状態になってしまう。そういったところでは、周知をしていくということが必要だと思うのですが、どのような方法を考えておられるかお答えください。

副議長　学務課長。

学務課長　周知面については、ご指摘のとおり課題があると思っておりますので、これから様々学校に出向く機会とか、そういった部分も踏まえて、場面、場面を捉えながら、できるだけ皆さんに周知ができるように工夫をしていきたいというふうに考えております。

副議長　普本歌織君。

３番　　今学校に出向く機会ということもおっしゃっていただきました。周知という面では、今小中学校に通っている子供の保護者である

とか、これから通うであろう保育所、保育園の保護者には格別の配慮が必要であると思います。

小中学校の保護者の皆さんとお話をする機会があるのですが、まだまだ知らない方が多いです。小中一貫校というのはどうなるのだろうということですとか、どうして太田なのだろう、今の沢内小学校の場所のほうがいいのではないかというような声が聞かれるなど、戸惑いや不安のある方もいらっしゃいます。学校に出向いたりということで、今後工夫していきたいというようなご答弁が今あったのですが、保護者、子育て世代への周知についての今後の方向性を教えてください。

副議長　教育長。

教育長　ごもっともな意見だと思っております。

ただ、私たちもＳＮＳを通じたとか、学校のマチコミとか、紙面での配布とか、あと地域に対しても広く広報しているところでした。

とりもなおさず、これから迎える子育て世代の皆さんに特に周知が必要かと思いますが、今までも相当数の方に聞いていただきましたので、その方々のどんな世代の人たちに聞いていただいたか、または聞いていただけない方々はどんな方かということを少し分析しまして、全世代にわたって周知できるように取り組んでまいりたいなというふうに考えているところです。

ちなみに、小中学校の教員についても、先日ジョイントスクールがあった際に今後のあり方について、そこに出向いて報告させていただきましたし、後に意見も数点いただいたりということがありましたので、その方向を忘れずに対応していきたいなというふうに考えているところです。

副議長　普本歌織君。

３番　　周知ですとか意見聴取については、今教育委員会のほうでご尽力いただいていると思いますが、教育委員会だけでは限界があるのではないかと思っています。学校ですとかＰＴＡとの連携が必要ではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

副議長　教育長。

教育長　それはそのとおりですし、今年度始まった小学校のＰＴＡ総会、やっぱり学校という組織は比較的しっかりしておりまして、参加者も９割以上の方々に参加していただいております。その場でしっかり説明できることは、周知がよくできる場だと思っておりますので、今後も引き続き、来年度の総会等あるかと思いますが、そういうところに合わせては、小中一貫校のことについての説明等を行いながら、その方々も通して情報発信していただくようにご協力をお願いしたいなというふうに考えております。

副議長　普本歌織君。

３番　　それと、先ほどの答弁の中にあった子供からも意見を聴取してほしいというようなところでは、具体的に方法などはあるでしょうか。

副議長　教育長。

教育長　今のことについてお答えします。

私たちのほうで、独自でまだ開催はされていないのが現状ですが、小中一貫というか、中学校が合同で合併することとか、それぞれの学校でやっぱり発展していくべきだというアンケートなどについては、中学生のほうに事前に聴取させていただいたところがあります。

あと、そのほかについては他の団体さんが会を開いていただきまして、その報告は全て集落支援員さんがまとめてくださったものがありましたので、それを拝見させていただいております。また、そのほかにもいろんな会において展示物、どんな学校がいいのかという子供が描いたイラストなども展示されておりましたので、それも拝見させていただいたところです。

統合に関わっては、うれしいとか、びっくりしたとか、ちょっと先輩が怖いなとか、そういう意見もあったことは承知しておりますので、そこら辺りを基礎ベースとしながら、またどんなふうな話合いをすれば、よりよい子供たちの意見が引き出せるのかもちょっと考えていきながら検討を進めていきたいと思います。まず、学校の協力を得ながらということで進めていきたいと思います。

副議長　普本歌織君。

３番　　それでは、次の質問に行きます。

小中学校の一貫校化に伴う教育内容について。町が進めている小中一貫校の教育内容について、総合の学習を中心に小中連携の準備を始めていると認識しています。進捗はいかがでしょうか。また、小中連携の取組は湯田地区、沢内地区ともに進んでいるでしょうか。

副議長　学務課長。

学務課長　小中連携の取組についてお答えいたします。

沢内小学校、沢内中学校同士で総合的な学習の時間等を中心に、今後の小中一貫校整備を踏まえた連携のあり方についての準備が進められてきております。先ほど教育長からもありましたけれども、先日沢内小中学校の先生方が合同で授業研究を行うジョイントスクールが沢内小学校でありましたが、その機会を通じて教育長から今後の西和賀町教育のあり方についての説明を行い、小中一貫校整備の考え、目指したい教育の姿などについて教員の皆さんと共有を図ってきました。

また、沢内地区だけではなく、湯田地区の小中学校の校長先生とともに、年明けになりますが、岐阜県の小中一貫校である白川郷学園の視察を行うなど、学びを深めながら、今後校長先生を先頭に、具体的な学校運営の内容に着手していきたいと考えているところです。

以上です。

副議長　普本歌織君。

３番　　進んでいる状況をお知らせいただきました。現場の先生方の実感として、小中連携教育の意義をどのように捉えられているかですとか、必要感や意義などといったところで、どのように受け止められているかということでお知らせください。

副議長　教育長。

教育長　小中学校の先生方にどれくらい意味が伝わっているかということについてお答えいたしますが、正直なところを申しますと、まず今のところ管理職さんたちが中心ですし、それから今私たちの考えていること、またはあり方検討委員会でお示しされたことなどを踏まえて、まず情報を発信しているというところで止まっているというのが事実なのかなというふうに思っています。

今後それらの情報を基にちょっと考えていただきながら、意見をいただきたいなというふうに考えているところで、そのことで理解が深まるのではないかというふうに考えているところです。

副議長　普本歌織君。

３番　　今後も引き続き進めていただきたいと思います。

今は、先生方の取組というところで進められていると思うのですが、小学生や中学生の皆さんにとってはどうでしょうか。今検討されている施設一体型の小中一貫校ということであれば、教育課程として連続しているということはもちろん大切で、進めるべきでありますが、同じ校舎の中に小学生、中学生が自然に生活しながら、その中で教育効果が十分保障されなければならないと考えます。

子供たちが不安なく移行していくためには、先ほどのご答弁で、令和10年度の開校はちょっと難しいのではないかということもありましたが、それまでの間に交流などの積み重ねが必要なのではないかと考えています。

そういったところの計画は、どのようになっているでしょうか。

副議長　教育長。

教育長　小中の子供たちの触れ合いという部分も含めてですけれども、今生涯学習課を中心にいろいろ音楽活動だとか演劇活動とかしております。その中で、銀河ホールの中に小中学生が全員集まって鑑賞したり、一緒に声を合わせて合唱したりというような取組も進めております。方向性としては、そういう機会をより多く持つことが小中の子供たちの連携につながるし、安心した教育になっていくのかなというふうに思われます。

今後そのような機会を、今企画がありますので、それにどのような形で小中学生を参加させたり交流させたりしていくかということを考えて、検討していかなければならないかと思っております。

以上になります。

副議長　普本歌織君。

３番　　狭い地域のことですので、小中学校一緒になったときに、全然知らない人と一緒になるという状況ではないということは、私も認識しております。そういったところも生かしながら進めていただきたいと思います。

次の質問に行きます。保育所、保育園の統合についてであります。町は、令和８年度に湯田、沢内地区でそれぞれ保育所、保育園を統合し、各１園の統合体制を開始することとしています。湯田地区では、令和８年度統合体制の開始、新園舎の建設予定となっています。進捗について教えてください。

副議長　子育て支援室長。

子育て支援室長　湯田地区における保育施設の統合体制と新園舎建設の進捗状況につきましてお答えいたします。

初めに、令和８年度の統合体制開始につきましては、運営法人において湯本保育園で行う決定をし、本年度いっぱいで川尻保育園を閉園する予定とされております。また、提供される保育内容につきましては、保育園の園長先生、主任保育士の先生方が中心となり、来年度に向けた事業計画と体制づくり、保育に関わる各種計画策定が進められていると伺っており、町もそれに合わせ、来年度入園申込み手続を進めているところでございます。

新園舎の建設につきましては、運営法人の発注に基づき設計業務が進行しており、現時点では基本設計がおおむね固まったところとなっております。建設予定地につきましては、町で取得することとしており、農業委員会での農地手続等が終了し、今後売買契約の締結、土地引渡しと進め、年度末までに設計と用地取得を終える予定としております。

また、建設地となる湯田区の住民皆様への周知等につきましては、12月５日の湯田協議会において新園舎建設につき説明申し上げるなど、情報共有を図っておりますことを申し添えさせていただきます。

以上です。

副議長　普本歌織君。

３番　　統合後の保育内容ですとか、それを実現する園舎について、法人の皆さんで検討を進めてくださっているというご答弁をいただきました。

にしわが愛児会の保育は、子供たち一人一人の主体性を育てるという方針の下、工夫を重ねてこられ、それが保護者にも伝わり、信頼を得ていると認識しています。新しい園舎もそのような保育活動を実現するものになってほしいというのが町民の願いであると考えます。そのように進めていただいているということでよろしいですか。

副議長　子育て支援室長。

子育て支援室長　そのように進められていると思っております。

以上です。

副議長　普本歌織君。

３番　　（２）です。沢内地区では、令和８年度に統合体制の開始、令和10年度に新園舎の供用開始の予定となっています。進捗をお知らせください。

副議長　子育て支援室長。

子育て支援室長　沢内地区における保育施設の統合体制と新園舎の供用開始の進捗状況につきましてお答えいたします。

　初めに、令和８年度の統合体制開始につきましては、保護者への説明と意見交換を行った上で、保育所の先生方での検討も踏まえて、せんだん保育所で行う決定をし、ある程度の準備が整ったことから、本定例会にて保育所条例の一部改正を提案して、ご審議いただくこととしております。

　また、提供される保育内容につきましては、保育所の先生方を中心として、来年度に向けた事業計画や体制検討、保育に関わる各種計画策定を進めており、それに合わせ来年度の入所申込み手続を進めているところでございます。

　新園舎の供用開始につきましては、小中一貫校設置検討と併せて検討を進めているところであり、現時点では検討委員会で小中一貫校の位置がおおむね決定し、今後は建設計画の検討に入っていく段階となっております。令和10年度供用開始のスケジュールを目指して統合整備事業を進めているところでございますが、最速で進行した場合の目標時期であり、学校建設も関係する大きな事業であることも鑑み、時点修正をしながら事業の進捗を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

　以上です。

副議長　普本歌織君。

３番　　先ほどの答弁にあったように、令和10年度の開校は厳しいというお話でしたが、そういう予定になってくると、保育所のほうの開所も合わせて後ろのほうに下がってくるというか、そういう理解でよろしいですか。

副議長　子育て支援室長。

子育て支援室長　その前の学務課での答弁のほうにもございましたとおり、スケジュールにつきましては目標というところで年次をお示ししてきたところです。今後小中と保育所の連携の内容であったり、あとは学校と保育所、それから学童も含めた配置計画などをした上で、工事の施工条件とかがあると思いますので、そちらで建設の順番がどうなるかというところも含めて検討していきたいと考えているところです。

　以上です。

副議長　普本歌織君。

３番　　そのような状況であれば、進捗状況を随時現場の先生方や保護者の皆さんにお知らせし、安心してお過ごしいただくということが必要だと思うのですが、そういった手だては考えられているでしょうか。

副議長　子育て支援室長。

子育て支援室長　おっしゃるとおりだと思いますので、ある程度計画の検討を進めながら、まとまった段階で情報共有を図りながら進めてまいりたいと考えております。

　以上です。

副議長　普本歌織君。

３番　　そのように進めていただきたいと思います。

　では、次の子育て支援の具体的な手だてについて伺います。（１）、保育所、保育園の利用料は無償化が進み、３歳未満児の第１子のみが利用料を課せられている状態であります。このことを９月議会でも質問させていただきました。年間84万円でできることが明らかになりました。また、無償化を含めた少子化対策と子育て支援の充実に取り組みたいというご答弁もいただきました。保育所、保育料の無償化、早急に取り組むべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

副議長　子育て支援室長。

子育て支援室長　保育利用料の無償化につきましてお答えいたします。

ご質問のとおり、保育料は現在３歳未満の第１子のみご負担いただく制度となっておりますが、年度により対象児童の数と年齢で変動するものであります。９月議会でのご質問の段階では、対象児童が４名、１歳児が３名、２歳児が１名での保育料負担見込み年額をお答えしていたところでございます。

保育料の無償化につきましては、現時点で国や県、他市町村の動向を踏まえ検討しておるところであり、第３期子ども・子育て支援事業計画においても、子育て世代の経済的負担軽減を基本施策の一つに掲げておるところでございます。

一方で、現在の本町での子育て支援の取組といたしましては、保育サービスの充実を含む保育施設のあり方の見直しを最重要課題と捉え、保育施設の統合整備事業を推進している段階であり、本年から施設整備に向けて具体的な予算を措置いただく必要が生じていることから、まずは保育施設の統合整備を適正かつ円滑に進めるよう取り組んでいるところであり、施設統合の効果などを踏まえて、国の無償化制度に加えた町独自の負担軽減策を検討していきたいと考えております。

以上です。

副議長　普本歌織君。

３番　　町独自の負担軽減策ということで、ぜひとも進めていただきたいと思います。保育料完全無償というのは、町内外に子育てに優しい町というアピールをすることになると考えます。この町で子供を産みたい、育てたいと思われるような制度づくりが大切ではないでしょうか。

次に、ゼロ歳児保育の開始について、こちらも９月議会でも質問させていただき、新しく整備する保育施設での開始を目指すと答弁をいただいています。検討状況をお願いいたします。

副議長　子育て支援室長。

子育て支援室長　ゼロ歳児保育につきましてお答えいたします。

ゼロ歳児保育につきましては、施設・設備面や人的配置などの理由により、実施が困難と判断しておるところでございます。しかしながら、共働き世帯が多く、育児休暇取得の難しさがあり、多様な労働環境や就労形態、移住者への対応なども踏まえ、保育サービスの充実を図るべく、第３期子ども・子育て支援事業計画においても保育施設統合後にゼロ歳児保育の実施を目指す方向性としております。

保育施設統合に向けた保育士の先生方との話合いにおいても、新しく整備する保育施設でのゼロ歳児保育を目指すことで一致しており、新施設でのゼロ歳児保育実施に向けて準備を進めている状況にございます。

今後におきましては、施設統合整備を進めながら、保育士の先生方との話合いにより、具体的な実施方法を検討することとしております。受け入れる年齢を何か月に設定するのか、またそれによってミルクや離乳食への対応などの検討が必要となり、加えて管理面でのゼロ歳児対応、例えば緊急時であるとか避難時のゼロ歳児対応マニュアル等の策定など、ゼロ歳児を受け入れるに当たって必要となる検討や準備を進めていく予定としております。

以上です。

副議長　普本歌織君。

３番　　新しく整備する保育施設での開始を目指すということで、湯田地区の保育園は供用開始は令和９年度を目指していると思います。沢内地区に先駆けて供用開始をする予定となっているのですが、そうなると湯田地区で先駆けてゼロ歳児保育も始めるという可能性もあるでしょうか。

副議長　子育て支援室長。
子育て支援室長　お答えいたします。
　ご質問のとおり、湯田地区の新園舎が９年度から稼働するという予定となっておりまして、その時点からまずゼロ歳児保育を実施することで準備を進めているところです。そうなりますと、沢内地区よりも早く湯田地区でゼロ歳児保育が進められるということになります。そちらの状況を見ながら、今度沢内地区でのゼロ歳児保育というのを検討していければと思っています。
　以上です。
副議長　普本歌織君。
３番　　町内で１か所でもゼロ歳児を受け入れるところがあるというのは、助かる方がいるのではないかと考えます。できるだけ早期にというふうに思います。
　しかし、当然ながらゼロ歳児保育を利用する場合には、保護者の送迎のことを考えると、利用できる方がある一定の期間限定されるということも考えられます。沢内地区では、今の計画でいくと令和10年以降、それよりも遅れるかもしれないということで、であれば保育所の送迎をサポートしてもらうファミリーサポートセンターですとか、大きな施設を使用しない家庭的保育事業など、保育所以外の制度も検討する必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
副議長　子育て支援室長。
子育て支援室長　お答えいたします。
　ご質問にもありましたとおり、いろいろな支援が必要になる状況が出てくるかと思います。子育て支援の取組をしていく段階での地域にある資源、資源といいますか支援団体といろいろ連携をしながら取組を進めていくというところも必要ですが、新たな支援も必要になってくるといったところで、いろいろ町外の専門職の方とかと意見交換をしながら、そういった新しいサービスだったり支援ができるようなことも検討してまいりたいと考えております。
　以上です。
副議長　普本歌織君。
３番　　検討していくというご答弁をいただきました。
　次の質問に行きます。保育所、保育園の３歳以上児の主食の提供についてです。こちらも９月議会でも質問しまして、初期投資が必要になるものの、年間50万円程度でできることが明らかになりました。第３期子ども・子育て支援事業計画においても、子育て世代の負担軽減策の一つとして検討することとなっている事項であり、早急に実現すべきと考えますが、いかがでしょうか。
副議長　子育て支援室長。
子育て支援室長　３歳以上児の主食提供につきましてお答えいたします。
　３歳以上児の主食提供につきましては、ご質問にもありますように、他市町村の動向や保護者の方々の要望等を踏まえ、第３期子ども・子育て支援事業計画において子育て世代の負担軽減策の一つとして検討していくこととしております。
　現在の子育て支援の取組といたしましては、保育サービスの充実を含む保育施設のあり方の見直しを最重要課題とし、保育施設の統合整備事業を推進している段階でもあり、各保育施設においても運営統合に向けた内部検討などに取り組んでいただいておりますので、現時点では統合事業に集中することとさせていただきまして、その後に施設統合の効果などを踏まえ、子育て世代の負担軽減策、３歳以上児の主食提供などについて検討してまいりたいと考えております。
　以上です。
副議長　普本歌織君。
３番　　では、このことについては現場の先生方とまだ話を進めるといった段階ではないと

いう理解でよろしいですか。
副議長　子育て支援室長。
子育て支援室長　お答えいたします。
　町立保育所の所長会議であったり、保育園の園長・主任保育士会議などが毎月開催されております。その時点で意見交換はしておりましたし、年間50万という積算も、それぞれ先生方からご意見を聞いた上で積算した内容になっておりますので、先ほどお答えしたとおり、まず統合事業のほうを推進してまいって、その効果などを検証しながら今後検討してまいりたいと考えておるところです。
　以上です。
副議長　普本歌織君。
３番　　ぜひ現場の先生方の意見も伺いながら進めていただきたいと思います。
　次の質問に行きます。北部拠点施設建設についてお願いいたします。北部活性化事業報告会として10月１日、住民への説明会が行われ、私もオブザーバーとして参加させていただきましたが、北部地区の拠点施設について説明がありました。町長も説明に立ち、北部地区拠点施設の建設事業について、町からの支援について説明があったと認識しています。町が支援を決めた経緯を伺います。
副議長　総務課長。
総務課長　お答えします。
　町は、平成29年２月の町北部の今後のあり方を考える住民懇談会から活動支援に取り組んできてございます。盛岡方面からの北の玄関口である貝沢・若畑地域の特色ある産業や自然環境など、地域資源を生かした地域の活性化や交流拡大を目指す北部活性化推進の取組につきましては、自主的な地域づくりの取組として、総務課を中心に活性化の活動を支援しているところでございます。
　町では、これまで要望書や産地直売所基本構想を受け、委員会役員の方々と町長との意見交換を行い、活動支援などを通じて状況を把握しながら、北部地域活性化に対する地域支援を行ってまいりました。現在も地域活性化を推進する委員会の主体的な取組への支援や旧貝沢小学校校庭への産直施設移転の検討、交流事業などの活動に関わっているところでございます。
　今後は、産地直売所の整備に向けて運営主体など具体的な検討が必要になってくるものと考えておりますので、活動支援を通じて地域に寄り添いながら、関係機関との協議や調整を含め、よりよい支援となるよう取組を進めてまいりたいと考えてございます。
副議長　普本歌織君。
３番　　今ご説明があった町との関わりも評価して、このたび支援を決めたというような理解でよろしいですか。
副議長　総務課長。
総務課長　お答えします。
　先ほどちょっとご説明しましたが、平成29年から長い間町と北部の活性化委員会とのやり取りがございました。こういった経緯も踏まえた中で、町として協力していこうという形になってございます。
副議長　普本歌織君。
３番　　この拠点施設は、どのような施設や機能になる見通しでしょうか。
副議長　総務課長。
総務課長　お答えします。
　北部の拠点施設、産直施設でございますけれども、北の玄関口として盛岡圏、盛岡方面からの誘客を図るとともに、町の中心部への動線につながる施設を目指しており、地元企業との連携を視野に入れ、取組を進めていきたいというふうに思っているところです。
　なお、機能面では地理的条件を生かした酪農や花卉、山菜などの産直をメインに加工、簡易郵便局、トイレ、休憩所、駐車場などを備えた施設が検討されてございます。
副議長　普本歌織君。

３番　　この計画自体は、地域に必要な機能、町の北の玄関口としての機能等を兼ね備えたものであると考えております。運営については、北部活性化委員会で取り組むということでよろしいですか。

副議長　総務課長。

総務課長　ご質問あったとおり、北部活性化委員会のほうでの運営ということになっています。

副議長　普本歌織君。

３番　　施設建設もさることながら、継続的に運営していくということが地域にとっても大きな課題であると考えます。継続的な運営について、町と北部活性化委員会で協議がなされているかどうかについてお知らせください。

副議長　総務課長。

総務課長　お答えします。

　北部活性化推進委員会では、これまで大学によるワークショップの開催や道の駅など拠点施設の視察を行い、運営面での勉強をしております。議員ご指摘のとおり、施設を継続的に運営していくには、運営主体の経営方針、収支計画等の策定が重要となってくることからも、組織体制のあり方について十分な検討を行う必要があるものと考えております。地元が主体的に取り組む構想について、現在委員会の中で検討されていると認識してございます。町は、その活動支援を引き続き行い、地域に寄り添いながら取組を進めてまいります。

副議長　普本歌織君。

３番　　拠点施設ができた後の町と北部活性化委員会の運営のほうとの関わりは、どういったものになるでしょうか。

副議長　総務課長。

総務課長　お答えします。

　できたからもう手放すとか、そういう離れるということではなくて、この施設は地域づくりの拠点でもあるというふうに考えてございますので、そういった部分では継続的に町も関わりをしていきたいというふうに考えてございます。

副議長　普本歌織君。

３番　　町が地域の皆さんの思いを受け止め、支える姿勢を見せることが必要ではないかと私も考えております。今課長のご答弁にあったように進めていただきたいと思います。

　以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

副議長　以上で普本歌織君の一般質問を終結します。

　次の質問に入る前に、11時25分まで休憩します。

午前１１時１６分　休　　憩

午前１１時２５分　再　　開

副議長　休憩を解き会議を再開します。

　次に、登壇順２番、唐仁原俊博君の質問を許します。

　唐仁原俊博君。

６番　　議席番号６番、唐仁原俊博です。よろしくお願いします。

　早速質問に入ります。まず、内記町長の２期目の町政運営について伺います。先ほど町長からも所信表明演述がありました。選挙期間中、立候補をされたお二人の話を私も聞いておりましたけれども、町長や行政のあり方については多く語られていたと思うのですが、住民の役割について言及が足りないのではないかなというふうに感じておりました。

　所信表明演述の中では、今後も対話を重視したいということ、それから住民が減っても町民一人一人の生産額、稼ぐ力は落とさない、むしろ高めていくことが、暮らしの質を落とさず向上させていくことにつながるという内容がありました。この２点について、私も非常に共感しますし、全くそのとおりだと思うのですけれども、特に後者については、行政ができることというのはあくまでもサポート

であって、実際に現場で働き稼ぐというのは町民自身であると思います。

町の人口が11月末時点では4,498人となっていますけれども、2023年の推計で、これは国立社会保障・人口問題研究所の推計ですけれども、2030年にはこれが3,777人になるという推計になっています。つまり５年で１割以上減るというふうな推計です。つまり今後の町を考えたときに、住民や事業者が奮起することというのが欠かせないと考えます。これについてお考えを伺います。

副議長　内記町長。

町長　　お答えいたします。

議員のご質問にありますように、私もまちづくりにおきましては、住民や事業者の方々の主体的な取組が基本であると考えております。行政の役割は、まさに住民、事業者の皆様が取り組み、活躍できる土台づくり、環境づくりであります。住民、事業者の皆様とのやり取りを通じて、その力を引き出すことができる施策の企画立案と実行が肝要であります。

各担当部署におきましては、関係する住民、事業者の皆様と日頃より、よりよい関係をつくるとともに、住民、事業者の皆様には関わりをより一層持っていただけることを期待しているところでございます。

（議長、反問権の声）

副議長　反問を許します。

町長　　議員から、先ほど住民のあり方については一定のお話をいただきましたが、さらに恐縮ですけれども、唐仁原議員が考える住民や事業者がどうあればいいかということにつきましてお考えをお聞きできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

副議長　ただいま反問がありましたので、このことについて質問者はお答え願います。

６番　　住民を巻き込むといいますか、私自身がこの町でいろいろやっていることに関して、これまでやってきたことを踏まえて、３つくらいポイントがあるのかなというふうに思っています。

まず、個人個人のやりたいことというのを共有すること。これは、やりたいことというのがポイントであって、やらなければいけないことではなくて、個人のやりたいとかやってみたいというのに立脚していることが重要だと思っています。というのも、やらなければいけないというのが原点ですと、相当自分事に引きつけて考えられないと、なかなかやり切れないかなと。

それから、うまくいくばかりではないのですが、うまくいかなかったときに、自分はこれだけやっているのに周りが理解してくれないとか、そういうふうに、ある意味のろいのようなものをまき散らしてしまうこともある。やりたいことというのが自分の中にあったとしても、それを思っているだけでは足りなくて、人と共有する、話すということが大事なのかなと思っています。

２つ目が、やりたいことというのをどういう形でもいいから実現させるということです。やりたいこととなったときに、やらなければいけないことよりも、やっぱりなかなか周囲を説得しづらかったりはするのかもしれないです。思ったとおりの形にできないかもしれませんが、とにかく形にすることというのが大事かなと思います。

先ほど共有するということを言いましたけれども、何で共有するかというと、１人でやるのではなく、周りを巻き込みながらやるための共有なのですが、いきなり何百万、何千万かけて何かをやるぞというのではなく、自分も周りも含めて無理しない形で、とにかく形にするということが大事なのかなと思います。形にするというのが、言い方はあれですけれども、たとえしょぼくても、何らかのことができたというときに、これが成功体験に

なります。成功体験が小さくてもいいからあることで、チャレンジを続けていこうというふうになれるのかなと思っています。成功体験がないまま追い詰められた形で、これはのるか反るかでチャレンジしなければいけないとなるとか、あるいは人からこういうことをやってくれとチャレンジを課されたりするのは非常に苦しいことですし、失敗したらその次につながらないかなと思っています。

３つ目、やりたい人がやるということがすごく重要だと思っています。やりたくない人とか、あるいは事情があって協力できないよという人を無理に巻き込もうとしても、これはお互いにとって不幸かなと思っています。なので、最初からみんなでやるという必要はないのかなと。それでも、先ほど成功体験と言いましたけれども、やりたいと思ったことをやってよかったなという人が増えれば、では自分もやってみようかなという人も増えてくるのかなと思います。

やりたいことはありますかと聞いても、なかなかこういうことがやりたいというのは出てこないことが多いかなとも思うのですけれども、それもやっぱりこういうことをやってみてとてもよかったぞという人が増えれば、今やりたいことがはっきりしていない人でも、こういうことやってみたいなという思いが芽生えたりとか、あるいはこれについて人に話してみようかなというふうに考える人が増えるのではないかと思っています。行政ののりとはちょっと違うと思いますけれども、私としてはこういうことが住民を奮起させていくに当たって重要な点かと思っています。

副議長　ただいまに対する答弁がありましたが、町長、よろしいですか。

町長。

町長　　ありがとうございました。住民自治というのが大事だと私もずっと考えておりました。それの実践者としてやっていくという心構えで、この職に当たっております。

そういう点で、今お話しいただきました住民自治のあり方を考える上で、非常に有意義だなと思いましたし、行政が成功体験をどのように関わりを持ってやっていけるか、今後深めていければいいというふうに思いましたので、ありがとうございました。

副議長　以上で反問を終わります。

唐仁原俊博君。

６番　　次の質問に行きます。

これまでも内記町長が再生可能エネルギーに関して可能性を感じているであるとか、あるいは選挙公報にも豊富な森林や水力を生かした発電、温泉、雪を利用したデータセンターの誘致など、再生可能エネルギーの活用を進めたいというふうな内容がありました。これについて、私も非常に可能性があると思っていますし、あと町が今ユキノチカラというブランドを掲げてやっていくに当たって、再生可能エネルギーとか森林を活用してというのは、非常に相性のいいものだと思っています。現時点で、どういうふうな動きを想定しているのかについて伺います。

副議長　町長。

町長　　お答えいたします。

町内に豊富に存在する森林や温泉のエネルギー利用につきましては、これまで熱利用において暖房や融雪などに取り組んできた実績があります。一方、東日本大震災以来、全国的に発電につながる再生可能エネルギーの利用が加速化してきております。本町におきましても、温泉や小水力発電につきまして、民間企業による可能性調査が行われておりますが、事業化は今のところ困難であるようです。

森林バイオマスにつきましては、民間事業者による取組について注目している状況でございます。今お聞きしているプランですけれども、発電施設の整備には多額の費用がかかることから、発電を行う近隣の市で取り組む

企業へ燃料となる森林バイオマスを供給し、その発電分をクリーン電力として本町において利用しようとするものであると伺っております。その利用形態の一つとして、現在全国的に導入整備が進められているデータセンターの誘致も候補としているというふうに伺っているところであります。

なお、データセンターにつきましては、大量の熱を発生することから、その熱処理対策として雪利用も有効であるというようなことを伺っております。

町としましては、樹木が成長し、過熟化してきていることやナラ枯れなどが進行していることなど、町の森林の状況からしまして、マテリアル利用を基本としつつも、再生可能エネルギー利用としての森林の活用について森林組合等と連携を図りながら、前向きに対応していきたいと考えているところでございます。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。今答弁いただいたように、バイオマスだと花巻とかでも施設がありますけれども、やっぱり大きな企業が入ってきていたりするからこそできる部分というのがあるのかなと思って見ています。

データセンターのお話が出てきていました。冷却のために雪を使ったりというのが私もできるだろうなと思っているのですけれども、うちの町の環境、特に豊富な水があって雪があるということに関して、直接的な企業誘致でなくとも、もっと外に対してアピールしていっていいのではないかなというふうに思うのですけれども、お考えはどうでしょうか。

副議長　町長。

町長　　まさにその点、私も注目し、この資源を生かしていきたいというようなことで検討している中から、今データセンターというお話もあります。データセンターにつきましては、いろいろ全国で誘致合戦みたいな状況になっている中で、やはりクリーンなエネルギーを利用し、地方に進出するというメリットがあるのではないかという見通しなようでありますし、またデータセンターについてどういうメリットがあるかという点でもいろいろあるかと思いますけれども、交流が生まれることによって、データセンターを利用するいろいろな企業が社会課題として、西和賀のようなところに来て現場を見ることによって社会課題、テーマを持ってやり込むというような機会も生まれてくるのだというようなお話もありますので、その辺を見据えながら考えていきたいと思います。

西和賀のアドバンテージというか、その点につきましては、今議員のお話にありますように水、そして雪という、あるいは冷涼であるという点を最大限生かしながら取組を進めていきたいと思いますし、加えまして再生可能エネルギーと言えるか、規模は大きいのですけれども、やっぱりダムがあるということは本当に最大の水を利用している状況でございますが、ただこれが今地元に直接的なメリットというと、ダム利用でいろいろ国でもしていただいておりますけれども、そういうエネルギー利用面では、地元のこれまでの経緯からすると、もっと関わりを訴えさせていただいてもいいのではないかなというふうな考え方を持っておりますので、議員のお話も含めまして取組を進めたいなというふうに思っているところでございます。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。

では、次の質問に行きます。観光パンフレット、それから観光協会のサイトがリニューアルされています。どちらも10月末から11月頭のことだと思いますけれども、これはどのような狙いがあってのことか伺います。

副議長　町長。

町長　　ただいまのご質問につきましては、担

当課長から答弁します。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　それでは、私のほうからお答えいたします。

観光協会のＳＮＳ等情報発信の分析ですとか各種イベントのアンケート回答結果などから、若年層の来町が少ないことが課題と捉えておりました。町としては、今後の交流人口から関係人口の拡大にとって若年層の受入れが重要であることから、若年層を意識した情報発信の強化に努めております。

パンフレットに関しましても、若い人たちが思わず手に取りたくなるような斬新なデザインですとか、魅力的な情報、より分かりやすい施設への誘導を意識し、誘客増につなげたいと考えたものです。

また、サイトのリニューアルにつきましても、こちらはパンフレットの刷新と併せて委託したもので、パンフレットと連動させております。そのことで情報の一貫性ですとか、紙媒体、ウェブ相互からの問合せに対し、迅速に分かりやすい情報提供を目指したというものでございます。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　私も見たときにデザインがよくなったなと思ったのと同時に、印象としてこれまでよりもアクティビティーが大きく取り上げられているのかなというふうに感じました。そこも狙いに含まれますか。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　まず、町にとっての観光資源であるアクティビティーという部分は、そこの重要性を認識して取り入れているということで、そういう部分については若い人たちの誘客がより図られるということでのものです。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、次の質問なのですけれども、今度は着地型旅行商品、それから今ちょっと話しましたが、アクティビティーのことについて伺います。まず、にしわが着地型旅行商品造成事業補助金ということで、補助金をつくって着地型旅行商品の造成に取り組んでいるわけですけれども、これまでの実績と今後の展開について教えてください。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

にしわが着地型旅行商品造成事業補助金につきましては、観光協会への補助対象事業として実施されております。これまでの実績といたしましては、法政大学の学生を受け入れての町のツーリズムの現状と課題・観光資源の発掘、移住・定住・関係人口、地域交通の再編問題と地域経済の持続可能性をテーマとする視察プラン、また除雪作業をエクササイズとする観光コンテンツに組み込んだ旅行会社によるツアーですが、Ｌｅｔ’ｓジョセササイズｉｎ西和賀2023と題して実施されております。

これまでの事業につきましては、着地型旅行商品となる資源の発掘につながる内容であったというふうに捉えております。今後につきましては、町の観光コンテンツを売りとしたツアーなどについて、近隣市町との連携なども踏まえながら、旅行会社への提案を行うなど進めてまいりたいというふうに考えております。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。今近隣市町との連携も踏まえてというところなのですけれども、そこをちょっと詳しく教えていただけますか、どういうふうな連携があり得るか。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

まず、町にとって観光資源を洗い出しというか磨き上げるという部分で、町の観光コン

テンツというものを明確にするというのは重要なことですし、あとは例えば近隣市町村のそういう観光コンテンツと組み合わせた形で、まずそれぞれ周遊するような形を取るという意味合いでございます。そのことによって、さらなる誘客増につなげたいというものです。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。アクティビティーとか着地型旅行商品とかというのを考えたときに、町の事業者が実施するというのもあり得ると思うのですけれども、例えば湖面活用とかでも北上の事業者が入ってきて体験を提供したりということもしていると思います。近隣の事業者、つまり町内だけでない事業者に、うちの町だとこういうものが提供できると思いますよというので呼びかけるのも重要なのかなと考えておりますが、お考えはどうでしょうか。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

まず、湖面アクティビティーにつきましては、他の市町村というか、そういう部分から入ってきている部分もございます。実際その活用については、管理者である国というか国土交通省の湯田ダムのほうで許可を出すような形にはなるのですけれども、まずそういう部分の活用については協議をしながら、受入れについては行っていきたいというふうには考えるところがあります。

ただ、まず実際地元のそういう提供する部分もあれば、よそから提供する人たちが入ってくるという部分もあるので、そこのところで競合等が起こらないような形というものも考えなければいけないと思いますので、そういうところを研究しながら進めたいと思います。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　今答弁に競合という言葉が出てきましたが、まだまだ全然受け入れる余地があるのではないかなと思っていますので、注意しながら進めていただけたらいいかなと思っています。

特に湖面活用とかと絡むところなのですが、以前の一般質問でも親水施設、水と触れ合うような施設の周りにシャワーのようなものが必要なのではないかなというお話をしました。地元住民であれば、もう取りあえず車乗って家に帰って、あるいは銭湯に行ってということもあり得ると思うのですけれども、やっぱり汚れたまま次に行くというのは、観光客にとってはなかなかやらないだろうと思っています。こういう親水施設周辺にシャワーを整備したりということについて、その後庁内で議論はされていますでしょうか。

副議長　生涯学習課長。

生涯学習課長　親水施設周辺へのシャワー等の整備に関する検討状況についてお答えします。

Ｕホール及び歴史民俗資料館には、屋外の水道設備がありますが、実際にアクティビティーの利用者から設備を利用したいとの声がけをされたことはございません。しかし、施設を管理する職員に対しては、利用を希望する人がいれば、それらの設備を利用できるよう話をしてあります。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　考え方がいろいろあると思うのですけれども、例えば私がどこかに遊びに行って、水辺で遊んでちょっと泥にまみれてしまったなというときに、ここの水道を使わせてくださいというふうにはなかなか言えないかなと思っておりまして、積極的に遊んでほしい、使ってほしいということであれば、やっぱり何らかのそういう対応をまずすることが必要なのかなと思っております。今のところ、声が出てくれば検討するということなのでしょ

うか。

副議長　生涯学習課長。

生涯学習課長　お答えします。

やはり利用者の声というのが大事なのかなというふうに思っております。実際に数多くの方が洗えなくて困っているというような声があれば、当然それは検討していかなければいけないということでございます。現状を踏まえて、当然これは検討しないということではなくて、利用状況を踏まえて考えていきたいということでございます。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。上野々でもかわまちづくりでいろいろと環境整備がされたので、私も時折そこの様子を見に行ったりしているのですけれども、困っていそうな人がいたら声をかけてみようと思います。

副議長　質問の途中ではありますが、ここで昼食のため１時まで休憩いたします。

午前１１時５０分　休　　憩

午後　１時００分　再　　開

副議長　休憩を解き会議を再開します。

唐仁原俊博君。

６番　　引き続き午後もよろしくお願いします。

観光イベントの位置づけについて質問します。町内では、年間を通じて町が関係する多くのイベントが実施されています。先月11月に初めてのイベントとして、観光協会主催でにしわが紅葉まつりが開催されました。どのような狙いの下、実施されたのか伺います。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

にしわが紅葉まつりですけれども、観光協会への補助対象事業として観光協会が主体となって実施しております。令和６年度のＪＲ100周年イベントを参考としながら、ほっとゆだ駅前のにぎわい創出、また紅葉時期の町への誘客促進について、町内の観光関連事業者が主体的に催しを企画、運営するような仕組みづくりを目指したものでございます。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。私当日このイベントのお手伝いもしていまして、紅葉のシーズンということもあって、ほっとゆだ駅前、湯夢プラザにも結構人がそもそも来ているような状況でした。

宿泊施設とか、そういう飲食施設の運営を考えたときに、これは紅葉のシーズン、つまりピークの時期のイベントだったと思うのですけれども、閑散期の底上げも必要ではないかと思います。例えば紅葉まつりにおいても、冬にまた西和賀を訪れたくなるような仕掛けが必要ではないかなと考えました。町としては、どう考えているでしょうか。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

現在観光商工課で取り組んでおりますイベントの多くは、旅館宿泊業の閑散期の底上げを意識して行われているものです。また、冬期イベントは実施主体が異なるものもありますけれども、綿密な打合せ等を行いながら、早期の情報提供による誘客増に努めているところです。

また、ＳＮＳ等による町の日々の風景の発信も四季を通した西和賀を訪れたくなる一つの仕掛けとして取り組んでおります。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。冬場に町外から来る人が少ないというのは、町も認識しているところだと思います。事業者のほうも、お客さんが来れば開けるのだけれどもねと言って、冬の間お店を閉めているところもあるかと思います。今おっしゃっていただいたように、いろいろと手を打っているところだとは思うのですけれども、さらに続けていか

ないといけないのかなというふうに感じているところです。

今答弁の中にもありましたけれども、いろいろな実施主体が違ったりはするのですが、町内ではいろいろイベントが行われています。例えば５月であれば湖水まつり、湖水まつりは湖水まつりの実行委員会が主催になっていて、錦秋湖マラソンであれば町、それから河北新報社、西和賀町体育協会、６月であればにしわがウッドライフフェス、これは主催は西和賀町、先月行われたにしわが紅葉まつりについては観光協会が主催、雪あかりについては雪あかり実行委員会、そして商工会とかが中心になってやっていて、主体は異なるのですけれども、人が重なっている部分は大いにあるかなと。人手不足の中で、このまま各種イベントを続けていけるかということは考えなければいけないのかなと思います。例えば予算を確保して、イベントの企画運営、それから当日のスタッフ、それも含めて外注したり、あるいは実施体制を再考したり、物によっては縮小や終了を考えたりする必要はないでしょうか。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

イベントにつきましては、町民の皆さんの協力により成り立っているものでございますので、高齢化等の影響でスタッフの確保が難しくなっているイベント等も出てきております。実施体制の再考、規模の縮小、見直しなどが必要というふうには捉えております。

そのような部分にもう既に着手しているものもございまして、一つの例ですけれども、錦秋湖マラソンにつきましても、サービス低下を招かないよう募集定員の見直しですとか、スタッフ等の減少に伴う運営の見直しを行うことについて、さきに開催しておりましたけれども、実行委員会で承認をいただいたところでございます。他のイベントにつきましても、検討を進めたいと考えております。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　既に一部実施体制を再考したりしているということでした。これ私の質問の冒頭とも重なる部分もあるとは思うのですけれども、やっぱりやりたいというところがあれば、町のほうが協力してというのもできると思うのですけれども、個々のイベントが個々のままだと、なかなか協力してできるよねとか、時期をちょっと調整したほうがいいかもねということも、なかなかスムーズにいかないのかなと思っているのですけれども、そういった調整の部分に関しては、今はどういうふうになっていますか。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

まず、実施主体が町のイベントもございますし、各団体が主体になったり、実行委員会組織してというものもございまして、そういうものの中には、まず担当する行政側の部署というのも構成メンバーに加わっているということもあります。観光商工課でいきますと、そういうふうなイベント関係の打合せの際には、そういうふうなイベント等の集中というようなところを提案しながら、今のそういうふうな負担増とか人口減少とか、そういう部分に対応するような形で、まずイベントのあり方について考えていこうというようなところの投げかけは行いながら進めているという状況でございます。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。１個前の質問とも重なる部分なのですけれども、今一番の課題になっているのは、やっぱり冬に人の出入りが少なくなることかなと考えていまして、冬のイベントですと雪あかりがありますけれども、ある意味そこに向けて、もしくは冬の

期間人が来てくれるようなことを念頭に置きつつ、イベントをやっていったほうがいいのではないかなというふうに考えているのですが、そういう年間を通じて山場をつくったり、あるいは閑散期、ここやっぱりやりたいよねというふうな、そういう検討もされているのでしょうけれども、今現状はどうでしょうか。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

まず、観光サイドといたしましては、観光商工課、観光協会というようなところで打合せを持ちながら、そういうイベントの集中ですとか、あとは雪あかりだったら雪あかり、こちらについては商工会が実施主体というような形にはなるのですけれども、その中で、そこの雪あかりの体験ツアーというような形のものも合わせたりとか、そういうふうなことで、まず取組は進めているところでございます。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。たしか昨年度の雪あかりだと、観光客数が9,000人ぐらいでしたか、この町にとってはかなり規模の大きいイベントというか、たくさん人が訪れてくれるイベントだと思っていますし、ほかの季節も、新緑の季節からいろいろとイベントがある中で、先ほど来答弁でいただいているように、人手の確保が難しくなりつつありますけれども、継続してお客さんを呼べる体制を築いていっていただきたいと思います。

次の質問なのですけれども、お客さんを呼ぶというときにどうしてもネックになるのが、天気が変わりやすいということかなと私は感じています。これまでイベントのお手伝いにいろいろ行ったりとか、あるいは自分がお客さんとしてイベントに参加したりとかしている中で、雨だとやっぱりなかなかお客さん呼びづらいよなというのを感じていました。

１日で終わるイベントの場合は、本当に悪天候だと、その日の天気を見て出かけようとしているようなお客さんは、やっぱりもう来ないというふうになって、売上げも立たないし、お客さんも少ないようなことになってしまうのではないかなと思っていまして、そういう環境を考えると、例えば新そば祭りとか、あるいはいろいろなそば祭りというのが年間通じて行われていますけれども、そういうふうに各お店を回るようなイベントであるとか、あんまり天気が関係なく楽しめるようなイベント、例えば屋内の会場で何かをやるとか、そういうふうなあり方を探っていくことも必要なのではないかなと思っております。お考えをお聞かせください。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

これまでのイベントにつきましては、単独開催がほとんどであって、ご指摘のような状況もあったというふうに捉えております。

まず、各種負担軽減ですとか効率性、効果の面からも、現在イベントの集約を視野に検討を行っているというものではございます。例えば今年度のウッドライフフェスティバルと、あとビアフェスというのが同時開催ということで開催されたことによりまして、子供から大人までが楽しめる、また雨天時でも何らかのコンテンツが提供できるような体制により誘客促進が図られたという、これは一つの実証例実施であったというふうに捉えております。

また、先ほどのそば祭りですとか西和賀フェアというような、そういうふうな基幹的なイベントにつきましても、まず継続して行うような形で努めてまいりたいと思います。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　今答弁いただいたように、私もウッドライフフェスとビアフェスが同日にあったのはすごくよかったなと感じていまして、会場

がほっとゆだ駅前と、それから銀河ホールだったということで、人の歩いての移動もあったなと、非常にいい日だったなと思っていますので、今後もそういった効果が生めるような調整で動いていただけたらなと思います。

それでは、次の質問に行きます。今度は、水没林の活用、それからＰＲについてです。山形県の飯豊町が水没林のある白川湖の情報提供を積極的に行っているようです。これネット検索してみると、住んでいる地域とかこれまで調べた情報の影響を受けないように検索しますと、実は白川湖というのがずらっと出てきます。「水没林」で検索したときに、３ページぐらい白川湖が続いて、その後出てくるのが秋田県の玉川の水没林ということで、錦秋湖の情報というのが「錦秋湖」と入れない限りなかなか出てこないというのが現状です。

それから、今年の７月に刊行された、書店とかコンビニに置いてあるような東北の絶景を特集した雑誌では、白川湖が表紙を飾っていたり、水没林といえば白川湖というイメージがかなり定着しつつあるのではないかと思って、危機感を覚えています。

錦秋湖は、ほかの水没林と比べても非常にアクセスが容易だそうです。国道107号からすぐに見える、それからかわまちづくりで今後整備される予定ですけれども、駐車場ができたりもするとなったときに、観光客への情報発信の強化とか、あるいはニュースリリースサイトなどを通じて、メディアに取り上げられるように情報発信強化を行う必要があるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

錦秋湖の水没林の情報発信につきましては、これまで不足していた面もありました。リニューアルしたパンフレットでは、水没林をはじめとした絶景をまず今回紹介したということでございます。今年度水没林のドローン撮影を実施し、編集を進め、次年度以降活用していくということも考えております。また、町観光協会ホームページやＪＲ北上線利用促進協議会のＪＲ北上線ポータルサイト内にて水没林の動画を掲載しておりまして、ＪＲ北上線からの眺望を売りに観光入り込み客数増及びＪＲ北上線利用客数増の相乗効果を狙っております。

今後は、錦秋湖のビューポイントの明確化、ソフト面の充実を図り、発信強化につなげたいと考えております。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　分かりました。

また飯豊町の話になりますけれども、飯豊町では白川湖の環境整備にも力を入れているようでした。環境整備というのもいろいろあるようですが、例えば水没林の木自体、それの育成を促すために草木を伐採したり撤去したり、それからビューポイントと先ほどおっしゃいましたけれども、公園が近くにあって、そこから見るときに景観を阻害するような雑木を撤去したり、あとはイベントとして夜間のライトアップ、水没林の木を１本１本ライトアップしたり、その木を見ながらお酒が飲める水没林バーというのをやったりしているようです。

うちの町でも錦秋湖を眺めることはできるのですけれども、環境整備とか、それに絡めたイベントなど、そういったことも考えていく必要があるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

錦秋湖の環境整備につきましては、管理者であります国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所湯田ダム管理支所が主体

となって取り組んでおりますけれども、町でも占用地ですとか受託地の環境整備を行っているということでございます。

また、観光協会の事業となりますけれども、関係機関等参集の下に実施しております錦秋湖周辺のビューポイント点検というものの際に、確認から対応、他部署の取組としてですけれども、和賀川を守る会による清掃活動なども実施されているというものです。昨今では、アクティビティー利用者が自主的に河川清掃等を行うなど、環境美化にご協力いただいているというものもございます。

観光資源としてのダム活用について、管理者、町側とも共通認識として力を注ぐ考えでおります。環境美化に関しても管理者等と協議しながら、またさらなる推進を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。今答弁いただいたように、一義的にはダムの管理者といえば国なわけですけれども、町の資産として考えたときに、そこに積極的にこうしていきましょうという話を上げていかなければいけないのかなと思いますが、ダムとそういうやり取りをする場面というのは多々あると思いますけれども、そういう突っ込んだ話というのはされていますか。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

まず、次年度に向けて、これはまだ予算が絡む部分で、明確にはなっておりませんけれども、そういう事業の中で、そういうふうな取組というものについては協議を重ねておりますので、比較的ダムとは綿密に協議を重ねているというふうに捉えております。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　分かりました。

次の質問なのですけれども、107号の新トンネルが開通しまして、これによって工事に伴って錦秋湖畔、それから水没林に関しての制限というのが幾つかあったと思うのですけれども、これは全てなくなるのか、もしくは制限が残るならいつまで残るのか、教えていただけますか。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

錦秋湖の管理者でございます先ほど来の国土交通省東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所湯田ダム管理支所に問合せを行ったところですけれども、錦秋湖の貯砂ダム下流の湖面利用につきましては、令和３年５月以降、大石地区地滑り対応の監視、工事に伴う利用者の安全確保のために、湖面利用不可というふうになっているものです。

湖面利用については、湯田ダムが今年整備しているかわまち、天ヶ瀬地区のほうになりますが、そこを中心として早期の湖面開放について検討しながらも、令和８年度の国道107号の仮橋撤去ですとか、地滑り対応の工事等も数年程度かかるというふうに見込まれていることから、利用者の安全確保を前提とし、部分的なエリア開放や利用時期の限定等、方策について模索している段階でございます。

なお、ダムの水位運用につきましては、今年度の春から従来どおり万水位までの運用が可能となっており、現時点では来年度以降の水没林の鑑賞に支障を及ぼすような制限の予定はないとのことでございます。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問に行きます。今度は、ニュースリリースサイトの活用についてです。先ほどこちらからの質問でも、ちょっとニュースリリースサイトということを言いましたけれども、ニュースリリースというのは

プレスリリースとほとんど同義だと思いますが、プレスというのは報道機関であって、報道機関に対してだけではなく情報発信していく必要があるかなと思っているので、ニュースリリースという言葉を使わせていただいています。このニュースリリース、それから観光関連の広告掲載、現状はどういうふうにしていらっしゃるか伺います。

副議長　観光商工課長。

観光商工課長　お答えいたします。

現状のリリースにつきましてですけれども、メディアへの情報提供のほか、「るるぶ」ですとか「まっぷる」等の旅行誌、あと県内地域情報誌、新聞等への広告掲載をしております。

今後につきましてですけれども、効果的な発信のため、ニュースリリースサイトの活用についても検討してみたいというふうには考えているところです。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。今ニュースリリースサイトの活用についても考えたいということだったので、加えてちょっと今度は観光に限らず、町の認知度を高めていくためにニュースリリースサイトの活用を考える必要はないかというのを伺います。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

本町のニュースリリースの現状につきましては、今観光商工課長が答弁したとおりでございます。その上で、今議員ご提案のニュースリリースサイトの活用について申し上げます。

議員が想定されているのは、恐らく国内シェアナンバーワンのオンライン型プレスリリース配信サービスのことであろうと理解をしております。実は、本町では既にこのサービス利用のアカウントを取得しており、かつ令和９年３月まで無料で利用できる環境が整っております。従来のファクスやメール、紙資料の送付といった方法と比べ、このオンライン配信サービスには幾つかの大きな特徴がございます。

第１に、情報の到達範囲と速さが格段に広がるということです。これまでは、配信先を一つ一つ指定する必要がありましたが、このオンラインサービスを利用すると一度の操作で全国の記者やメディア担当者にお知らせすることができます。また、公開されたプレスリリースは、インターネット上で一般の方も直接閲覧でき、検索結果も上位に表示されやすい仕組みとなっております。

第２に、情報の見せ方の幅が広がるということです。文字情報に加え、写真や動画、グラフなどを組み合わせ、視覚的に分かりやすい形で町の取組を発信できるという点です。

それから第３に、効果の把握が可能になるということです。閲覧数やメディアからのアクセス状況が確認できて、発信内容がどの程度届いたかを把握できるという点です。

一方で、留意しなければならないこともありまして、それはサイトの掲載や一部の提携サイトへの転載は保証されますが、記者が興味を持って取材、記事化してくれるかどうかということ、あるいはさらに、例えばヤフーニュースなどに取り上げられるかどうかは、これはまた別問題だということです。記者クラブへの投げ込みなしでヤフーニュースのトップに載る可能性もあるにはありますけれども、一方でオンライン配信しても記者が反応しなければ、広がりは限定的になるということです。

したがいまして、町といたしましては、単に配信するだけではなくて、メディアの目に留まりやすい内容づくりや見せ方、町全体として統一感のある情報発信体制の整備が不可欠であると思っております。この点につきま

しては、引き続き課題意識を持ちながら、効果的な活用方法について研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　非常に前向きな答弁をいただけたと感じていますので、ぜひどんどん活用していっていただければと思います。

次の質問に行きます。集落支援員の増員についてです。町としては、集落支援員、現在６名から増員する考えと聞いています。まず、どういった効果を期待してのことか伺います。

副議長　総務課長。

総務課長　お答えします。

今年の地域づくり組織連絡会議は、９月16日から９月25日まで、旧小学校区ごと６会場で開催しました。会議では、これまで課題として挙げられておりました地域での担い手確保や複雑化する地域運営などについての課題に対応するため、令和８年度からスタートする第３次西和賀町総合計画に集落専属支援員の配置を位置づける点と、その取組についてを中心に説明したところでございます。

集落支援員の基本的な活動は、国が示す取組内容となりますが、来年度からは地域づくり組織によって様々ある諸課題にも対応できる集落専属の支援員を配置できるようにしたいというふうに考えているものでございます。

所属は、地域づくり組織専属として、地域づくり組織の話合いや運営に対応できる集落支援員の配置によって、持続可能な地域運営を推進していきたいというふうに考えているものでございます。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　地域づくり組織との連絡会議において、増員をするぞということを伝えたと聞いていますけれども、地域づくり組織側からはどんな反応があったか、それから何か相談があったりしたか伺います。

副議長　総務課長。

総務課長　お答えします。

連絡会議では、業務内容や人材確保、勤務体制、委託料の考え方などについて質問等がございました。地域づくり組織、それぞれ受け止め方が違いまして、取組に慎重な意見だとか、早々に取組をちょっと検討したいというような意見、反応は様々でございました。

次に、地域づくり組織からのアクションでございますけれども、現時点で来年度当初からは難しいかもしれないが、検討を進めたいというようなところもございましたし、数か所でございますが、あとそういった問合せもございました。あと、今後は集落支援員と協力し説明の機会を設け、地域に対する働きかけを進めていきたいというふうに思ってございます。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　分かりました。引き続き地域に対して働きかけていただければと思います。

次に行きます。今度は有害鳥獣対策です。熊の駆除とか緊急銃猟など、ニュースでも取り上げられる機会が多いのですけれども、町においても法令を遵守して対応していただいていることと思います。

ただ、何ですぐに捕獲しないのか、あるいはすぐ撃たないのかと、住民の間で誤解に基づく疑念とか不満が生じているように感じております。町として何か対策を考えられているでしょうか。

副議長　農林課長。

農林課長　お答えをいたします。

緊急銃猟制度につきましては、制度を活用した駆除活動を行う上で、現場の安全確保等に係る確認事項が厳しく定められております。このことについて、市町村及び猟友会等において慎重な準備と判断が必要となります。住民の皆様におかれましては、新聞やテレビからの情報で制度が始まったことを認知していただいていることと思われます。

町といたしましては、必要とされる確認事項を遵守し、状況に応じて制度の活用について体制の構築について進めてまいりたいと考えております。ご不明な点等がございます場合には、農林課のほうへお問合せをいただければ、ご説明をさせていただくものでございます。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。非常に町内でも今年度も熊の出没が多かったと思います。

次の質問ですけれども、昨年度から鳥獣対策専門員として地域おこし協力隊を任用していると。採用の成果についてどう受け止めているかということ、それから今後さらに募集する考えはあるか伺います。

副議長　農林課長。

農林課長　お答えをいたします。

昨年度地域おこし協力隊の鳥獣対策専門員として１名の採用をさせていただきました。昨年度は、ほとんど鳥獣被害の発生がなかったわけですが、今年度に入り、一昨年を上回るようなペースでツキノワグマをはじめとする有害鳥獣の目撃情報や農作物被害、民家等への接近及び侵入の報告が多数発生いたしました。鳥獣対策専門員からは、このことに対応する上で必要な業務について活動いただきました。また、被害防除活動を行う上で必要な制度の適正な運用について深く理解いただいており、今後の活動に資するものと捉えております。

新たな地域おこし協力隊としての採用については、今後の有害鳥獣駆除活動の方向性の検討を踏まえながら、募集についても選択肢の一つとさせていただきたいと考えております。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。今の質問は、地域おこし協力隊に関してでしたけれども、国はガバメントハンター、つまり自治体お抱えのようなハンター、それを育成したり確保しようというふうなことを言い始めています。町として考えはどうでしょうか。

副議長　農林課長。

農林課長　お答えいたします。

現在国が想定しているガバメントハンターについては、銃の使用経験のある自衛隊及び警察官を退職した方々等が想定されているようです。本町では、地域おこし協力隊に鳥獣対策専門員として活動いただいており、狩猟免許も取得されていることから、このことが活動例となるのではないかと考えられます。

ご質問の件については、詳細について国からの通知が今後随時示されることになると考えられますので、財源や他市町村での例も参考に、町としても検討する必要があると考えております。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。

次の質問に行きます。ハンターの中でも、熊の対応が必要だというときに動ける人、動けない人が今年もいたと聞いています。より積極的に熊の駆除に動いてくれる人がいれば、猟友会と連携しながら、今まで以上にすぐに対処ができるということが考えられるのではないかなと思いますが、町として何か検討していることはありますでしょうか。

副議長　農林課長。

農林課長　お答えをいたします。

現在有害鳥獣駆除活動を実施しているのは、西和賀町猟友会に所属し、町が委嘱している鳥獣被害対策実施隊が担っております。これにより、身分は特別職の地方公務員となりまして、事故があった場合の補償の対象となります。

有害鳥獣駆除活動については、自分または

他者に対する事故の可能性があります。このことを踏まえた上での環境整備が必要となります。ご提案のような連携について、現段階では想定しておりませんが、選択肢の一つになると考えております。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ニュースとかでも取り上げられていますけれども、猟友会所属の方が対応に動いたとしても、日当といいますか、手当が少ないというような話があったりもしました。そういった部分への対応というのも含めて、今後検討されることかなと思いますけれども、今のところ何か検討、既に何か着手している部分とかありますでしょうか。

副議長　農林課長。

農林課長　お答えをしたいと思います。

近年鳥獣の被害、目撃情報が多発していると。今年については、例年にもなく人身被害も他市町村では起きているというようなことも踏まえまして、今まで行ってきた活動の拡充、そして新たな事業の創設について現在検討しているところでございます。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ということでしたので、検討の内容がどういうふうになるか見守りたいと思います。

次の質問です。今年度も果樹を狙って熊が多数出没したと聞いています。特に放任果樹については対応が必要ではないかなと考えますが、町として何か対策はありますでしょうか。

副議長　農林課長。

農林課長　お答えをいたします。

放任果樹を狙ったツキノワグマの出没は、今年度大変多い状況となっております。放任果樹を狙った熊の被害が想定される場合に、放任果樹の所有者が分かる場合は早めの収穫等のアドバイスもできますが、所有者が不明の場合やこちらからのお願いに難色を示された場合には、対応等することは難しい状況となってしまいます。

しかしながら、今年度のような状況が続くとすれば、放置することが危険のもととなり得ることからも、少なくとも民家周辺における放任果樹の取扱いについては、適切に対応していただくための対応策を現在検討しております。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　家屋が近い場合、普通に木を切るのではなくて、特殊伐採が必要になってくると思います。となると、お金もかさむわけですけれども、そういうところに補助金なりなんなりをつけたりという考えは、現状ありますでしょうか。

副議長　農林課長。

農林課長　お答えします。

先ほどの答弁でもあったのですけれども、いずれ今までにはないような形の対応というか、対応策も今検討中でありまして、特殊伐採等となればそれなりの経費はかかるわけですけれども、いずれそこら辺は予算の都合に合わせて事業のほうを創設できるように検討していきたいと思っております。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　分かりました。ありがとうございます。

次の質問に行きます。例えば長野県の事例なのですけれども、軽井沢市では猟犬を連れてパトロールに出て、熊に対してのプレッシャーをかけているというふうな事例があったりします。うちの町においては、農業、それから観光が基幹産業なわけですけれども、熊の里山への出没というのを考えたときに、自衛したり降りてきた熊に対応するだけでなく、そういったこっちから圧をかけるようなことも研究すべき段階ではないかと思います

が、いかがでしょうか。
副議長　農林課長。
農林課長　お答えいたします。
　今年のツキノワグマの異常とも言える発生については、東日本を中心とした全国的な状況です。例えば本町では、３月中旬から５月中旬にかけて冬眠から覚めた熊に対する春熊猟が実施されており、この活動は熊を人里へ近づけない効果が期待されるものでございます。今後参考となるような効果的な活動をしている自治体の活動例についても研究が必要であると考えております。
　以上です。
副議長　唐仁原俊博君。
６番　　分かりました。ありがとうございます。
　次の質問に行きます。熊の観光への影響を伺います。全国的な熊被害によって、旅行をやめる人も多いようです。本町の観光にも影響は出ていましたでしょうか。
副議長　観光商工課長。
観光商工課長　お答えいたします。
　熊の影響についてですけれども、特定の観光施設に頻繁に出没しているといった状況にはないものと理解しております。
　観光協会のほうで取りまとめております９月、10月の入り込み客数、窓口対応等について前年度比で減少はしているのですけれども、分析したところによると紅葉の遅れですとか天候不順、また公共温泉施設の休館というような部分がありまして、また令和６年時には駅カードの配布というようなところで大きく増したというのもあるのですけれども、その反動もありまして、一概に熊の風評被害の影響による減少とは断定できないというふうに捉えております。
　以上です。
副議長　唐仁原俊博君。
６番　　熊に対する忌避感というのが広がっているかなと思うのですけれども、今のところ影響はなかったようですね。
　ということは、次の質問なのですけれども、マイナスイメージが今ついていないとしたら、それはそれで逆にちょっと危ういところがあると。つまり西和賀だと人身被害が起きていないことによって、西和賀は熊がいないのだなと誤解して来てしまうようなこともあるかなと思います。安心してくださいというのと、熊がいますよというのは両立させるのは難しいかもしれないのですけれども、観光客に対して、どういうふうな発信を行っていこうとかというのが今検討されているかというのはどうでしょうか。
副議長　農林課長。
農林課長　次の質問に絡む形という考えでよろしいでしょうか。
　（観光客に対しての情報発信の声）
農林課長　観光客に対する情報発信ということですけれども、いずれこういった西和賀特有の山間地帯ということもありますので、そういった熊とか野生鳥獣というのは、どうしても出てくるものというふうな認識がありますし、現実そういうふうな状況もあるということはありますので、やっぱりそういったことをメディア、ラインですとか、いろいろな手段を使って、観光客のほうにも周知をしていくべきと考えております。
　以上です。
副議長　唐仁原俊博君。
６番　　メッセージの出し方は、かなり気をつけないとマイナスに取られ過ぎたり、逆にポジティブに捉えられてしまったりするかと思うので、気をつけながらやっていただけたらと思います。
　最後の質問です。広域での有害鳥獣対策についてです。今日冒頭の行政報告でも、町長から熊の対応についてさらに要望していくというような話もありました。
　私これまでの一般質問で、住民と行政両方

の利便性を考えたときに、スマホを使って、例えばラインなどで出没情報を通報できたり、あるいは情報が送られてきたりというのができないかというふうな話もしましたが、一方で、例えば秋田県であれば、クマダスというシステムによって県下の出没情報が一覧できるようになっていたり、ラインと連携してここの自治体の熊の出没情報が欲しいというふうな設定をすれば、その情報が勝手にラインに送られてくるというふうなシステムを組んでいたりもします。

基礎自治体ごとに情報プラットフォームを整備するよりも、共通プラットフォームの構築とか運用を推進するために、今まで以上に県あるいは国も含めてですが、そういったところに働きかけを強めたほうがいいのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

副議長　農林課長。

農林課長　お答えをいたします。

ツキノワグマの行動にとって、市町村堺は全く意味がないことから、近隣市町村と一体となった、なおかつ隣県と互換性のある出没情報システムの構築について、岩手県に対して要望してまいりたいと考えております。

以上です。

副議長　唐仁原俊博君。

６番　　ありがとうございます。今答弁いただいたように、市町村の境というのは熊にとっては関係ないことです。

私自身ちょっと秋田県の情報を今ラインを通じて取ってみているのですけれども、うちの町、隣接自治体非常に多いです。秋田の隣接自治体だけの情報をやっていても、ひどいときには朝から晩まで情報が入ってくるような状態でした。こういったことからも、県に対してより強く働きかけていただければと思うと同時に、先ほどの観光客からしたときに、どうも西和賀というのは熊が出ないようだぞという誤解が広がらないためにも、簡潔に通報できるようなシステムというのを整備していただければと思います。

私の一般質問、これで終わります。ありがとうございました。

副議長　以上で唐仁原俊博君の一般質問を終結します。

ここで１時55分まで休憩します。

午後　１時４４分　休　　憩

午後　１時５５分　再　　開

副議長　休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順３番、真嶋実君の質問を許します。

真嶋実君。

２番　　議席２番、真嶋実です。よろしくお願いいたします。

本町では、町の地方創生に対し、複数の機能を統合したまちづくりのハブとして、複合拠点施設の整備計画を現在策定中の第３次西和賀町総合計画３つの重点課題の一つとして推し進めています。これまでの経緯、進捗状況、今後の事業展開の方向について質問をさせていただきます。

（１）番、複合拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務委託事業が本年３月議会で令和６年度補正予算として新規に1,100万円計上されていますが、事業委託者選考、プロポーザル審査に際しての評価点、業務委託内容、事業工程表、以上３つの観点を踏まえて、複合拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務のこれまでの経緯と進捗状況をお伺いします。

副議長　内記町長。

町長　　ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁いたします。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

複合拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務につきましては、本年３月議会において令和６年度補正予算に1,100万円を計上し、

今年度に繰越しをして実施しているものでございます。

まず、事業者選考に係るプロポーザル審査についてでありますが、審査においては提案の実効性、調査分析の手法、体制や経験、地域特性の理解、さらには基本構想から基本計画までの一連の整理に対する考え方などを評価項目として総合的に審査をし、最も適切と判断された事業者を受託者として選定したところでございます。

次に、業務委託の主な内容についてでございます。本業務では、複合拠点施設の理念や必要となる機能の整理、利用者アンケート等を活用したニーズ調査、関係事業者や団体へのヒアリング、立地条件、周辺環境の調査、概算事業費の検討など、施設整備に向けた基礎的な整理を行うこととしております。

なお、施設規模や配置、具体的な機能構成といった事項については、現在進めている基本構想の整理を踏まえ、基本計画の検討の中で具体化していく段階でございます。

最後に、工程についてでございますが、本業務は令和７年度内に基本構想及び基本計画を取りまとめる予定としており、業務実施計画書に基づき作業を進めております。進捗状況といたしましては、利用者ニーズ調査、立地条件の基礎調査などが進められており、本年８月にはプロジェクトチームに対し、中間的な進捗報告が行われたところであります。

これらの情報を踏まえ、役場内での認識を共有し、基本計画に向けた整理を進めている段階でございます。

副議長　真嶋実君。

２番　　プロポーザルへの応募点数は何点あったかということ、それから選定事業者の事業実績の評価も含まれていると思いますけれども、今回選定した事業者さんは、どのような他の事業実績を持っていたことを評価しているのかお伺いします。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

応募のあった事業者は２者でございました。今回選定させていただいた事業者につきましては、この複合拠点施設は将来的に道の駅登録を目指しているものでございまして、全国的に道の駅、あるいはそれに類する施設等の実績を複数有している事業者でございました。

副議長　真嶋実君。

２番　　事業工程表については、できれば事前に見せていただきながら質問を詰めていきたいなと思ったのですけれども、ちょっとそこはこちらの準備も不足していたこともあって、かないませんでした。

その上で、私としては今回のプロポーザルに際して、町がホームページに掲載したプロポーザル公募に際する業務委託仕様書というのを見せていただいて、それを基に今の質問に関連する質問を次にさせていただきたいと思います。

まず、業務の委託内容は、先ほどの説明にもあったとおり、大きく基本構想と基本計画策定の２つがあります。業務委託仕様書によると、基本構想案の作成後においてはパブリックコメント等を実施し、意見等を整理、反映させた上で正式に基本構想の策定を完了するとなっていますが、基本構想案はいつ頃提示される予定でしょうか。

また、策定した基本構想を踏まえて基本計画を作成する手順となっています。業務の委託期間は、令和８年３月完了、先ほど言ったように７年度末で完了となっていますけれども、予定どおりに進んでいると考えておりますか。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　現在の状況についてでございますが、現在基本構想を取りまとめ中でございます。基本構想が100％終わって、そしてゼロから基本計画に入るというわけではござい

ませんで、両方重なる部分が出てくるわけでございますが、パブリックコメントの時期につきましては、ちょっと今まだ事業者のほうとその辺のすり合わせができておりませんので、これから適当な時期等を検討してまいりたいと思っているところでございます。

それから、これは繰越し事業でございますので、業務の終了は、今年度末には業務完了する見込みとなっておるものでございます。

副議長　真嶋実君。

２番　　パブリックコメントなどを間、間に挟んでいくと、かなりタイトなスケジュールになっていると思います。この後も作業仕様書に相当、やらなければならない事業の確認をさせていただきたいと思います。

まず１つは、業務委託仕様書では、その他課題等として、当該整備計画エリアの農振除外及び農地転用に係る関係機関への協議資料を整理するとなっておりますけれども、この特定テーマに関する作業の進捗状況をお知らせ願います。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

農振関係の作業でございますけれども、今目下鋭意作業中でございます。具体的にどの作業が今どこまで行っているというところは、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。今まさにその作業をしているところでございます。

副議長　真嶋実君。

２番　　分かりました。

それでは、その上で、この特定テーマの課題についての作業は、基本構想が出来上がるまででではなく、最終の成果である計画が出来上がるまでに終わっていればいいということでしょうか。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　農振関係の申請の時期とも関わることでございまして、その辺は実際関係機関との調整がございますので、いつまでにということはちょっと、今確たることは申し上げられませんが、いずれ最終的にはこの業務終了までにはこちらの作業も終えていただくことは当然であろうと思っております。

副議長　真嶋実君。

２番　　私も３月でしたか、議案が上がってくる段階では、ちょっとまだ全部理解できなかったところもあるのですけれども、農振除外及び農地転用と２つの書き方がされて、私はひっくるめて農地転用ぐらいのイメージしか持っていなかったのですけれども、農地転用については本年度末までにできるというか、手続が進められるような性質のものなのですか。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　関係機関との調整を経て、しかるべき時期に申請をするということになると思います。転用が今年度いっぱいで終了するという意味ではございません。

副議長　真嶋実君。

２番　　転用については、ある程度一つの区切りが終われば進むのかなと思うのですけれども、農振除外というのはいつでも申請して対応できるような内容なのでしょうか。

副議長　農林課長。

農林課長　お答えをしたいと思います。

農地転用については、先ほど議員がおっしゃるとおり、前段階が終われば転用の許可のほうに入るということになります。

ただ、農振の除外、こちらについてはある程度いろいろなハードル、ちょっと越えなければならないものがたくさんございますので、そういったものを全てクリアした上で申請を上げるということで、今農振の除外の事務の前に、農業振興地域の計画の更新時期とかとも重なっておりまして、そういったものの中で、県のほうに農振除外の申請を上げていくというような段階の事務を進めているという

ことになります。

以上です。

副議長　真嶋実君。

２番　　分かりました。ということは、今農政全体で行っている地域計画の見直しというか、提出に沿う形で、まず令和７年度末の一つの目安である程度の区切りはつくと考えてよいということですね。

副議長　農林課長。

農林課長　お答えをしたいと思います。

最終的に議員おっしゃったとおり、地域計画、そういったものについても、当然農用地が農用地以外に変わってくるということになれば、地域計画のほうも見直しをかけていかなければならないということになりますし、あと農業振興地域の除外については、先ほど来お話ししているとおりいろいろなハードルがありますので、そちらを越えないとできませんので、３月末にできるとかできないとかということは、今の段階ではちょっとお話しできないというようなことになっております。

以上です。

副議長　真嶋実君。

２番　　では、もう一度確認しますけれども、この委託事業の一つの区切りとしては、農振除外についてどういう形をさせて完了というか、この事業の完了ということを考えているのでしょうか。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　農振関係の手続に関しては、今農林課長が答弁したとおりでございます。

一方で、今委託している基本構想・基本計画策定業務につきましては、令和８年３月31日までには終えるということで、農振関係の申請する準備をその業務のほうで終えていただくということでございます。実際それを基に手続に入っていけるかどうかというタイミングは、ちょっとまだいろいろこれからということになりますが、いずれその準備作業を終えていただくという整理になろうかと思います。

副議長　真嶋実君。

２番　　ということは、今の委託事業が終わってすぐに実際の事業に取りかかれるという考え方ではなく、そこからまた手続が始まって、実際の事業の実施になるということで捉えてよろしいですね。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　そのようにご理解いただいて結構だと思います。

副議長　真嶋実君。

２番　　では、続いてもう一つ、業務委託仕様書からですけれども、基本計画の策定に当たり開催する関係委員会の資料作成、調製、議事録作成、この開催回数については計４回程度を見込むとなっており、この仕様書についてプロポーザルの実施時には事業予定者から質問があって、会議の開催支援については基本構想の策定時も含むものかどうか、計画づくりの段階の会議なのかというような質問もあったようですけれども、それについて当局側では、基本構想の策定時も含むことで合計４回を見込むと回答しています。この委員会ということについては、どのような委員会を設置する考えかお伺いします。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

ちょっと今現時点で、具体的にどのような委員会にするかということの検討にまだ至っておりませんので、今後委託事業者含めて検討してまいりたいと思っております。

副議長　真嶋実君。

２番　　今12月も半ばになっている段階で、委員会の構想そのものができていないというのは、ちょっと驚きであります。当然プロジェクトという形で名のっている職員中心の会議もあれば、主体である町民を交えた会議なども、こういう重要な事業に対しては必要かと

思いますけれども、その点については何も考えていないということでしょうか。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　先ほども答弁申し上げましたとおり、今後委託事業者も含めて検討を加えてまいりたいと思っております。

副議長　真嶋実君。

２番　　業務委託仕様書では、さらに委員会のほかに打合せ業務に着手し１回、中間時２回、成果品納品時１回の計４回を行うことを原則とするがということで、打合せ会議は十分機能して綿密に行われているものでしょうか。

副議長　真嶋議員に申し上げます。通告外と取られますけれども、ホームページの中身について、この質問の要旨というか、どこから委員会について質問されているのか。通告外と捉えますけれども。

真嶋実君。

２番　　通告した事業の工程表の中には、当然こういう中身が出てくるものと思って質問をさせていただいておりますけれども、先ほど話したとおり事前のヒアリングで、できれば事前に工程表などのすり合わせもできればありがたいということは申しておりましたが、私のほうからもそのことをチェックする時間的余裕がなくて、また我々が見られる資料というものが非常にこの事業限られている中で、私がようやく見つけたのがこの業務仕様書ということになるので、ここを手がかりに今日の主題である質問を続けさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

副議長　分かりますか。

（最後の質問の声）

２番　　最後の質問は、業務仕様書で打合せ協議をまず完了までに４回やるということになっていますけれども、12月の段階で十分にそういう協議が進められているかどうかということです。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

打合せ協議につきましては、これまで必要に応じて、たしか３回は行っていると思っております。４回というふうにうたっておりますけれども、これは必要に応じてやりますので、５回になったり６回になったりすることもあるかと思っておりますが、今まで３回は行っていると思っております。

副議長　真嶋実君。

２番　　（１）、併せて先ほど議長から問われました業務委託仕様書に関係する質問は、まずここで一つの区切りとさせていただきます。

では、（２）、複合拠点施設の整備は、当初というか、道の駅錦秋湖移転検討プロジェクトチーム会議の検討経過、報告を踏まえて拠点施設整備検討プロジェクトを設置し、検討していくこととしたということが本年６月定例会、髙橋宏議員による一般質問へ答弁されているということですけれども、当プロジェクトチームは複合拠点施設整備基本構想・基本計画策定業務にどのような役割を果たしていくのかお知らせ願います。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

まず、拠点施設整備検討プロジェクトチームの設置経緯と、その役割についてでありますが、ご指摘のとおり、これまで町では道の駅錦秋湖の移転に向けた検討を進めてまいりましたが、その経過を踏まえつつ、町の地方創生戦略の中核を担う複数機能の集約を目指して、複合拠点施設の方向性へと検討を発展させてきたということがございます。こうした重要な事業を適切に進める必要があることから、組織横断的に議論を行う体制として、拠点施設整備検討プロジェクトチームを設置したところでございます。

プロジェクトチームの役割は、複合拠点施設整備の基本構想及び基本計画の策定過程において、関係課間の情報共有や意見調整を図

り、町としての基本的な方向性を確認することにあります。施設規模や配置などの詳細につきましては、まさにこれから進めていく基本計画の中で検討するものであり、プロジェクトチームは決定機関という位置づけではなく、計画策定の前提となる整理や調整を行う役割を担っているものでございます。

副議長　真嶋実君。

２番　　今プロジェクトチームの目的など、一通りは説明があったのですけれども、プロジェクトというのは、基本的に独自の目標を達成するための期間限定で集められた集団による活動です。これは、通常業務と異なり明確な開始と終了があり、特定のゴールを目指して計画的に進められる組織活動を指すものです。さきの質問であった職員内のチーム、また町民を含めたチームでの委員会等についての考えがあるかということについてお答えいただけなかったような状況で、このプロジェクトの位置づけが少し弱いのではないかなという思いがあります。

さきに行われた道の駅錦秋湖移転検討プロジェクトチームについては、令和３年10月から令和５年３月まで６回開催しております。その間も道の駅の移転について今回と同じような委託業務、たしか400万円ぐらいでしたか、ちょっと正確でなくてごめんなさい、が行われて、そこでの一つの答申が、答申という言葉がいいのかちょっとあれですけれども、出された後に、それを翻すような形で、実は今回の複合拠点のプロジェクトがつくられていると認識しております。

それについて、拠点施設整備検討プロジェクトは、私が調べた中では令和６年８月７日、そして令和６年11月14日という２回の開催と。先ほど説明のあったものがこれに該当するかちょっとメモし切れなかったのですけれども、そのような開催の状況で、目的と手法についてもちょっと整合性が取れないというか、唐突な印象を持っております。本プロジェクトは、プロジェクトとして成立する基本要素として、どのような機関で、どのような目的でということがきちんと整理されているのか、もう一度確認します。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

先ほどの答弁と同じ答弁になってしまいますけれども、拠点施設整備検討プロジェクトチームの設置経緯というのは先ほど答弁したところでございます。道の駅錦秋湖の移転検討プロジェクトチームで検討を進めておりましたけれども、町の地方創生戦略の中核を担う複数機能の集約を図る必要が出てきたところから、今回の複合拠点施設のプロジェクトチームというものを新たに立ち上げたということでございます。

副議長　真嶋実君。

２番　　取りあえず了承しました。

ではもう一点、要するに本事業を行っていく検討の過程の中で、当初道の駅錦秋湖移転による拠点施設整備計画は、西和賀町産業間連携推進会議で検討してきたというふうに認識しております。先ほども業務委託の仕様書の中に委員会等ということでの検討要員が入っておりましたけれども、その後道の駅錦秋湖から、新しい事業計画に変わってから西和賀町産業間連携推進会議などが行われて、この事業について検討されているのか。あるいは、別の委員会等が設置され、あるいは設置する計画で町民の声を聞く準備がされているのかどうか、お伺いします。

副議長　農林課長。

農林課長　産業間連携推進会議の部分についてお答えしたいと思います。

以前産業間連携推進会議の答申を参考にさせていただいて、まず計画のほう進めたわけですけれども、そこで一旦産業間連携推進会議で話し合った内容を基に今回の拠点施設整

備のほうのプロジェクトのほうに移行したというような形ですので、産業間連携推進会議については、その後はその部分についての協議というか、そういったものは現在は行っていない状況でございます。

以上です。

副議長　真嶋実君。

２番　　道の駅の移転から今回の複合拠点に事業の性格が移転したということ自体の報告は、産業間連携推進会議の皆さんにはお知らせしているのですか。

副議長　農林課長。

農林課長　そこの経緯、私もちょっと分からない部分はあるのですけれども、直接会議等を開いて、こういうことになりましたというようなことはないのですけれども、いろいろな報告する場はあるのですけれども、そういった中で、産業間連携推進会議の中で話し合った内容を参考に、いずれ拠点施設のほうを今後検討するというようなことで、公にまずお話はしておりましたので、直接委員さん方に話ししたかと言われると、そこはしていないですけれども、全体の流れの中でお話はさせていただいているというようにしておりました。

以上でございます。

副議長　真嶋実君。

２番　　この点については、事前に通告していなかったので、これ以上深掘りすることはいたしませんけれども、そういう形に組織的に声を集めて一つの報告をいただいた内容が、性質が変わるものに移っていくときは、やはり町民のそういう関わった委員さんたちにきちんとした報告なり会議なりが行われるべきではないかなと思って質問させていただきました。

では、この複合施設の関係の最後の質問になりますけれども、複合拠点施設の整備について、今後の事業展開のスケジュールを伺いますということで、これまでの質疑の中でも重なる部分があるかと思いますので、もしあったら省略しながら、今まで説明されていない部分でお知らせ願います。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

答弁重なるかとは思いますけれども、現在は複合拠点施設整備の基本構想の取りまとめ及び基本計画の策定作業を進めているところでございます。施設規模や配置、関連事業との連携のあり方、整備工程などの詳細につきましては、今後基本計画の検討の中で整理をしていくこととしております。

その上で、計画を実現していくためには、用地の確保に向けた協議、関連する他事業との整合性などに加え、先ほど来話題に上っている農振除外や農地転用といった各種手続、県の関係部局との調整など、本町の都合だけで進められないことも多くございまして、このプロジェクト推進に立ちはだかる大きな壁であるというふうに捉えております。

また、これらは施設整備の実現可能性に大きく関わる要素であるため、プロジェクトチームとしては状況を丁寧に把握し、関係課と連携をしながら、必要に応じて計画内容や工程の見直しも含め、慎重に検討を進めていく必要があると考えており、現段階で今後のスケジュールを見通せるまでに至っておりません。

引き続きプロジェクトチームを中心に、役場内で緊密に連携を図りながら、計画策定と準備作業を着実に進めてまいりたいと考えております。

副議長　真嶋実君。

２番　　今回事業委託した事業者さんの先例というか実績例、私の調べたところでは道の駅というのはちょっと見つけられなかったのですけれども、複合拠点施設の計画実施例として、鹿児島県東串良町の例というのがありま

した。同じ業者さんを使っていて、人口も6,500人程度ですか、西和賀に比べてとんでもなく大きな町ではないところです。

そちらでの事業においては、東串良複合施設建設検討委員会を設置しておりまして、学識組織代表など15名と公募２名、さらに男女内訳でいくと男性８名、女性９名の17名による委員会を設置して、こうした同じような複合拠点の施設整備についての基本構想、基本計画をつくる事業を実施しております。令和５年８月に町長から諮問を受け、複合施設建設の基本構想及び基本計画等に関し、11回にわたる協議を経て、令和７年３月６日に委員長から町長へ基本構想、基本計画等の答申がなされているという事例が同じ事業者さんの事業の中に見つけられました。

それに比べて、我が町の今回の事業については、これから将来10か年を見る第３次西和賀町総合計画の３つの重点課題の一つとして取り上げている中で、町民の声、さらには職員の声の受け止め、創造的に意見を出し合い、主体的に関わり、計画がより多くの町民の理解を得るためにつくられる場というものがよりもっと必要なのではないかと感じているのですけれども、その点について当局の考えをお聞かせ願います。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

今議員からご紹介いただいた事例につきましては、議員おっしゃっていたように町長が諮問をしたということで、そういう正式な諮問、答申という段取りを踏まえた事例かと思います。

今回の複合拠点施設整備の基本構想・基本計画につきましては、事業者への業務委託ということでございまして、諮問というところまではいっておりませんので、あくまでも事業者に対して業務をお願いすると、委託するということでございます。

町民の意見を反映する必要があるのではないかというご指摘でございます。それにつきましては、複合拠点施設単体としてはそのようなことはやってございませんけれども、今おっしゃったように今回の第３次総合計画の策定に向けては、これまでの議会でもお話ししてきたとおり、全行政区を回っての住民懇談会等で複合拠点施設につきましても説明を申し上げ、様々住民の方からもご意見をいただいてきたところでございますので、そういったことで対応してきているものかなというふうに認識しているところでございます。

副議長　真嶋実君。

２番　　全て町民の意見をそのままで事業を進めるということが困難なことは理解します。ただ、今回の場合は、道の駅の段階で町民も交えたそういう委員会等での一つの報告を受けて、その報告から大きくかじを切り替えた事業に進むに当たっては、やはりそのことをきちんと町民に理解を得ながら、また意見を聞きながら、そこでかじを切ること自体が悪いというのではなくて、かじを切ることに対する町民の理解を得るという努力がもっと必要なのではないかと考えますが、いかがですか。

副議長　町長。

町長　　ちょっと一言説明……産業間連携は産直についての検討委員会であって、道の駅どうこうのではないと私は理解しておりますので、そこはちょっと申し添えさせていただきたいと思います。

副議長　真嶋実君。

２番　　これまでの当局の説明では、産業間連携の会議の意見などを基に道の駅の事業についても検討してきたという説明があったと理解しておりました。私の理解違いであれば……

（何事かの声）

町長　　参考にさせていただくというのは、そ

のとおりだと思います。それは、産直ということで、どちらかというと農業、農産物の生産の関係から、そういう産業間連携ということで、それで農林課で担当しておりまして、そういう産物をどのように売っていったらいいのかという中で、道の駅というような場所もあるだろうと、そういう関わりで、そういう点で参考にさせていただくということで答弁させていただいてきたのではないかなというふうに私自身は理解しております。

副議長　真嶋実君。

２番　　いずれせよ道の駅の移転を考えながら、そこにつくる産直という考えでの話合いをしてきたのではないですか。

副議長　町長。

町長　　全国的に見れば、道の駅イコール産直というような形で、そういうイメージも持たれると思いますけれども、既存の産直施設、貝沢にあったりとか太田にあったりとか、あるいは中村でも一時やられたと思いますけれども、そういうようなのを踏まえての検討の始まりだったというふうに私としては理解しております。

副議長　真嶋実君。

２番　　若干考え方の違いがあるようですけれども、これ以上水かけはすることは無益と思いますので、一旦この質問については終えたいと思います。

　では、続いて２番目の北部活性化事業について質問させていただきます。北部活性化事業については、先ほど普本議員からの質問にもあって、またお答えもありましたけれども、平成29年２月に町北部の今後のあり方を考える住民懇談会が開催されて以来、地区民からの強い要望と熱い期待の中で、町の大きな課題であると認識し、私もこれまで議会の月例政策研究会や定例会一般質問で、事業の位置づけなどについて議論してきたところであります。

　過日10月１日には、西和賀町北部活性化推進委員会による西和賀北部活性化事業報告会が開催され、町長も出席し、町からの支援について説明したと聞くところです。ついては、北部活性化事業へのこれまでの町の対応と今後の取組に対する考え、今後の対応方針を質問させていただきたいと思います。本日普本議員から先に質問されており、できる限り重複を避けながら、この一般質問を進めていきたいと思います。ただ、若干一部重複するところが残るとしたらお許しください。

　まず、（１）、北部活性化事業に向けた地区住民の取組に対する町としてのこれまでの対応とその考え方ということですけれども、これについてはさきの質問に対し、平成29年の懇談会から地域の主体的な取組として支援してきたということで間違いありませんね。

副議長　総務課長。

総務課長　お答えします。

　ご質問のとおり、平成29年からの取組をしてきたという経緯でございます。

副議長　真嶋実君。

２番　　続いて、２番、10月１日に開催された西和賀町北部活性化推進委員会による西和賀北部活性化事業報告会において、町長に求められた町からの支援について町長が説明した内容ということですけれども、これも午前中の質問に対する回答で、施設を町が取得する形で建設する考えということで間違いありませんね。

副議長　総務課長。

総務課長　お答えします。

　町長が説明した内容でございますが、大きく２つございます。１点目としては、拠点施設整備後の運営管理は北部活性化推進委員会が担うことが前提であると。それを前提に町が建設費の支援をしたいということであります。

　あと２つ目としては、建設費については国

の補助金及び地方債を財源として確保する予定としておりますけれども、補助金等の採択状況によっては事業スケジュールが変更となる場合があるということについて、大きく２つの点について説明をしております。

副議長　真嶋実君。

２番　　令和６年、昨年の10月23日、月例政策研究会において道の駅拠点施設の移転について、先ほど１で質問した内容ですけれども、国道107号沿いから県道１号線沿いに候補地を変更すると説明を受けた際に私からは、国道から県道に考えを変えるなら、町の北部、盛岡からの玄関口を重視すべきではないかと質問させていただいております。それに対して、北部は住民主体の直売であり、これは先ほどの答弁のとおりだと思いますけれども、現実的にどういう整備投資ができるか、財政的な部分も考えて、大野と北部で今どちらをつくるかという選択になる、申し訳ないが、総合計画の柱となる大野が優先となるという回答でした。

また、令和７年６月定例議会一般質問において、グランドデザインの視点から、一点集中的な大規模施設だけでなく、生活に密着した中小規模の複合拠点施設も視野に入れた町全体のゾーニングが必要ではないかという問いに対しては、まずは中核となる複合拠点施設の整備と運営に全力を注ぎ、将来的にはその成果と波及効果を踏まえながら、町全体のバランスある拠点整備についても検討を進めてまいりたいという回答をいただいておりますけれども、北部での施設建設という今の課題が出ている中で、現在も考えに変わりはありませんか。

副議長　町長。

町長　　お答えいたします。

北部につきましては、あくまで事業主体は地元でやってもらうのだと、そのほうがやはり継続性、持続性の上で大事なことであると、ここは一貫して申し上げてきたと認識しております。そういう点におきましては、町がどうこうするのではなくて、地域の方々のスケジュール感があるという中で進めてきてもらったところでございます。

町全体としましては、今複合拠点施設、町の地理的中心付近という大野を想定して、そこに注力してやっていきたいということをその時点で申し上げたというふうに理解をしております。

副議長　真嶋実君。

２番　　その運営主体ですけれども、大野に目指しているものは、町が直営で運営するということを考えているのですか。

副議長　町長。

町長　　基本構想・基本計画を今策定していただいておりますので、そこで方向づけをしていくということになると思いますが、想定といたしましては、整備については町が主体でやっていくということでありますし、運営につきましては全体をどこまでどうするかという、例えば社長みたいに全体をそこで統括して運営していくスタイルにするのか、相当規模の、今想定しているコラボレーションしようとしている方との関係であったりとか、その辺を整理しながらやっていかなければいけないと思いますけれども、例えば雪払いどうするのだとか、いろんな小まめなトラブルが起きたときに、最終的にどういう者が責任取るのだとか、そういうような意味でのいわゆる駅長的な、そういうものは町の責任において設置していかなければいけないのだろうなというふうに考えているところでございます。

副議長　真嶋実君。

２番　　私が６月に質問させていただいたよりも前の４月には、北部活性化推進委員会さんから構想書が提出されていて、議論が行われていたというようにお聞きしておりますけれども、先ほどの６月の質問に対する回答と、

私の中ではどうも整合性が取れないような思いがあるのですけれども、そちらについての答弁を願います。

副議長　町長。

町長　　申し訳ございません、どの辺での整合性ということになるのでしょうか。

副議長　真嶋実君。

２番　　複合拠点施設を優先して、設備が動いたらというか、効果が発揮されて、その波及効果を見ながらほかのものについて検討していくという考え方、私は北部の施設についても一つの地域拠点、複合施設という位置づけのものの性格だと思って当質問を前回させていただいておりますし、その前の10月ですか、の段階でも同じようなことでの質問をさせていただいて、財源、財政的な面から見ても、まずは大野を先行して、その成果が出てから後の事業に北部はなるというような説明を受けていた部分です。

副議長　町長。

町長　　お答えいたします。

その辺で誤解というか、誤った説明に結果的になったかもしれませんけれども、同じ条件でどっちを選んでやるというものではなくて、北部に関しましては、地元主体でこれまでの産直施設を発展させて、地域の拠点としてやっていきたいという、そういう線で平成29年から検討をされ、いろいろな視察をしてやられてきたというふうに思います。

そうした中で、地元としてはそういう方向で整備したいけれども、運営等を考えた場合にいろいろ悩ましいところがあるというところで、いろいろ町ともやり取りさせていただいた点はあると思います。

町としては、あくまでも地域が主体的にやっていただいて成り立つ施設であるというスタンスでずっと関わらせてきていただきましたので、その中では２者選択ということではなくて、拠点施設、道の駅、ちょっとややこしくて恐縮ですけれども、そこはこれまでの107号のそういう今までの経緯とか、それ単独で移しただけで道の駅として成り立つのかとか、より将来を見通したときにいろいろな点から考え直さなければいけないなという点で、これまでの経緯のようにいろいろな方法を検討した結果、今の案としてお出しし、そしてまた総合計画の中に位置づけてやっていくのだという今の状況だということで認識をしております。

一方で、各拠点施設との関係というのは、今まで、先ほど申し上げました、例えば太田の産直施設であったり、旧中村、今なくなりましたけれども、やって、今度個人の方がいろいろ挑戦されようとしている点とか、あるいは北上川の道の駅をどうするのだというようなこととか、そういうものがいろいろ出てくるというお話でさせていただいたというふうな考え方で、私自身は当たらせていただいたというところでございます。

副議長　真嶋実君。

２番　　分かりました。

私からは、先ほどからも繰り返しておりますけれども、北部の拠点は非常に大事ではないかと。その点について、昨年から何度か当局に機会を見て質問させていただいた中で、大野が優先だよと、大野のことが一つ固まってから次にほかを考えるよという回答だったので、非常にここが疑念として残ったと。加えて言うと、10月１日というタイミング、今まさに第３次の総合計画がつくられようとするそのタイミングで、一部の方々に今まで私が説明を受けていた、あるいは議会での説明があったものとちょっとそごがあるような内容だったのではないかということで、確認させていただきました。

では、３番に移らせていただきます。第３次西和賀町総合計画策定について。第３次西和賀町総合計画策定については、令和６年９

月定例会での一般質問以来、度々町の考えをただし、議論を重ねてきたところであります。

そうした中で、重点戦略の第３、地域ブランド、ユキノチカラによるタウンプロモーションの展開には、私から提案させていただいた住民の一体感や町に対する愛着心、帰属意識、誇りの醸成といった町民の内なる力をつけるという広い意味での地域ブランドの考え方を取り入れていただくなど、柔軟な対応をしていただいたこと、まずここに敬意を表します。

加えて、本日町長の所信表明をお聞きし、１期目の４年間を振り返り、謙虚で真摯な姿勢をお示しいただいたこと、好感を持って受け止めさせていただきました。所信表明のとおり、対話の姿勢、互いによく理解し合い、英知を生み出す町政を実践していただくことを願いながら、質問を続けさせていただきます。

第３次西和賀町総合計画策定について、改めてその上で課題を整理して質問します。まず（１）、第２次西和賀町総合計画後期基本計画の検証結果が第４回西和賀町基本構想審議会で報告されました。一方で、同審議会の第１回に提示された計画策定スケジュールでは、後期計画検証作業を同審議会と職員によるワーキングチームにまたがる形で、令和６年９月から令和７年５月にかけて行うことになっております。この検証作業は、実際どのような手順で行われてきたものかお伺いします。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

第２次西和賀町総合計画の後期基本計画の検証作業につきましては、議員ご指摘のとおり、昨年７月11日に開催しました基本構想審議会において、令和６年９月から令和７年５月にかけて実施するスケジュールをお示ししていたところであります。このスケジュールにつきましては、前回、つまり前期基本計画の検証作業のスケジュールを踏襲する形で、その時点における予定をお示ししたものでございます。

その後、第３次総合計画の策定に向けた検討が本格化する中で、まちづくりアンケートや町内全行政区での住民懇談会、関係団体等ヒアリングなどのスケジュールが立て込んできたため、全体的にスケジュールが後ろ倒しになっている状況にあります。

検証作業の実際の手順はどうなっているのかというお尋ねであります。これは、今回に限ったことでありませんが、本町における総合計画の検証サイクルとしましては、まず前年度の取組実績に基づく成果指標の目標達成状況や取り組んだ主な事務事業、事業効果、課題、今後の対応、方向性についての取りまとめを企画財政課から各事業担当課に指示をいたします。このうち成果指標の達成状況につきましては、毎年９月の定例会に提出している決算附属資料で報告をさせていただいております。

また、それぞれの領域別計画にぶら下がっている個別の実施計画というものがございますが、こちらの進捗管理、いわゆるローリング作業につきましても、毎年度予算と決算の際に各事業担当課に依頼をし、チェックを行っているところであります。

その上で、今回は計画が切り替わる現計画の最終年度にどのような検証作業を行っているのかということでありますが、先ほど申し上げた前年度の成果指標の目標達成状況等の取りまとめが終わった段階で、現計画期間、今回は令和５年度から令和７年度ということになりますが、この計画期間を通しての具体的施策ごとの取組事業、取組の内容というものを改めて整理してもらったところであり、こちらにつきましても、先般の基本構想審議会において報告をさせていただいたところで

ございます。

副議長　真嶋実君。

２番　　年度ごとのＰＤＣＡサイクルというか検証作業の工程については、今回は問いませんが、10か年の大きな計画を立てる場合に、その前の計画が終わる前に当然計画を立てなければならないわけですから、少なくとも１年前あるいは２年前には、単なる年度検証ではなく、大きな第２次の計画の検証という作業をしていなければならないものではないかなと私は考えます。

その上で、先ほど、昨年夏、町政懇談会等々業務が多忙だったという話がありましたけれども、昨年夏の町政懇談会で町長は、これまでの様式にかかわらず、ある意味白紙、ゼロベースから皆さんの意見をくみ上げ、トップダウンではなくボトムアップで新たな計画、グランドデザインをつくっていきたいと述べられました。

私は、昨年９月の定例会で、ゼロベースから意見を酌み取るということは、結論を先に用意しないということであり、資料を用意しないこととは別ではないかと申し上げました。その時点で私が前提としていたのは、当然前期２期の第２次の総合計画について、検証は昨年の夏の段階である程度町民にもお示しし、また審議会ではそれをワーキングチームとともに議論した上で検証がなされているべきものと考えて、この質問をさせていただいております。

というような状況の中で、今もう間もなく第３次総合計画が出来上がるという段階の中で、ようやく審議会のほうに検証結果が示されているわけですけれども、この検証結果を第３次西和賀町総合計画にどのように反映させていくのでしょうかということで、ここが（２）の質問になります。

副議長　企画財政課長。

企画財政課長　お答えいたします。

現計画の検証結果を次期計画にどのように反映していくのかというお尋ねでございますが、先ほどの答弁でもご説明させていただいたように、毎年度各事業担当課において成果指標の目標達成状況の確認とともに、取り組んだ主な事務事業、事業効果、課題、今後の対応、方向性についても逐次取りまとめて整理を行っております。

こうした積み重ねの上に、現在各事業担当課では、次の総合計画における各領域別計画の肉づけ作業を行っているところでありますが、現計画の取組における事業効果や課題感を踏まえた上で、この作業に当たってもらっているものと認識をしているところであります。したがいまして、このような毎年度の検証作業の積み重ねが次の計画策定に生かされていくものと考えているものであります。

副議長　真嶋実君。

２番　　先ほど私が質問したとおり、１年ごとの検証は、当然総合計画の最終年度でもされなければならないでしょうが、総合計画そのものをつくる過程においては、確度が低いとしても、早い段階で10か年、あるいはその前の８年、９年の段階の検証を基に計画がつくられなければならなかったのではないかということを指摘しながら、次の質問をさせていただきます。

副議長　制限時間となりましたので、ここで一般質問を終結します。

２番　　はい。では、ありがとうございました。

副議長　以上で真嶋実君の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了しました。

なお、明日は一般質問２名のほかに、議案審議も予定しています。

これをもって本日は散会します。お疲れさまでした。

午後　２時５８分　散　　会